

昭和33年7月15日

保安責任委員取組に関する件

保安責任委員取組について次の通り定める。

1. 人 員 各所ノ第 1 名
2. 任 期 1 年
3. 選 任 (1) 組合が推薦したものを会社が任命する。
(2) 新 任 大之前において区内夫としての実務経験5年以上のもの。
4. 権 限 関係安全管理者の監督下において次の業務を行う。
(1) 保安委員会付属事項の調査研究
(2) 保安委員会決定事項の実施方促進
(3) 日誌の提出
(4) 必要に応じて関係安全管理者に対する保安上の意見
其申
5. 給 遇 (1) 勤務時間 原則として常ノ労務とし毎日入社するものとする。
(2) 忌休給 一般職員の取扱を適用する。
(3) 賞 金 日勤 感謝日 夜勤ノ日につき

7,500円

公休日 夜勤ノ日につき

11,000円

特殊公休 夜勤ノ日につき

13,500円

増資費等及び定額給付金として取扱う。

- (4) 上記(2)は右の一切支拂しない。

6. 日常の勤務要綱について

- (1) 出勤時刻までに会社市區事務所に出勤する。
- (2) 関係安全管理者又はその代理者に対し当日の行先、行動予定等を提出して指示を受ける。
- (3) 原則として毎日入社する。
- (4) 関係安全管理者又はその代理者の指示により所定業務を行うものとするが午後は必要を時刻を事後処理にあてることが出来る。

7. 配置について

各執務場所内とする。

8. 公休日活動について

公休日については関係安全管理者が必要と認めた場合は参加させるものとする。

9. 本取組は昭和33年7月1日から同年7月31日までのもので実施する。

1. 新設配給所の移転改築

昭和33年度よりニカラの配給所を工事する。

本年夏下期は配給所建設と食用油脂の貯蔵施設等を実施する。

2. 先住社会の改修

(1) 本年度は先住社会の改修は次の通り実施する。

新設第一地区 二棟

本地区 一棟

二地区 一棟

(2) 一地区社会の改修については必要が町民に説明内を実施する。

(3) 改修工事の開始に先住社会の代表者の代表者等について組合は協力する。

3. 排水溝の整備

本年度は土庫排水溝に改良と改良整備する。

4. 外構の修繕

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

5. 産婦の整備

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

6. 養育施設の整備

(1) 養育施設の整備については町民に説明し、改良と改良整備する。

(2) 養育施設の整備については町民に説明し、改良と改良整備する。

7. 産婦の整備

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

8. 道路の修繕

(1) 本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

(2) 本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

(3) 本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

9. 共同生活場の新設

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

10. 豆炭の向上

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

11. 新設生活場の内装

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

12. バックの増設

(1) 二地区のバックは増設しないが、改良と改良整備する。

(2) 三地区のバックは改良と改良整備する。

13. 水道管の配管

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

14. スレート屋根の改修場の取付

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

15. 土庫排水溝スバップの新設

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

16. 排水溝の改修

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

17. 排水溝の改修

本館の外構に先住社会の代表者等に説明し、改良と改良整備する。

18. 新設の排水設備改良と改良整備の改修

(1) 排水設備改良は1階から2階まで改良する。

(2) 新設の排水設備は改良と改良整備する。

(3) 排水設備改良は次の通り改良する。

排水設備改良	1. 排水設備改良	2. 排水設備改良	3. 排水設備改良	4. 排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良
排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良	排水設備改良

(4) 昭和33年10月1日より実施する。

六月介期地斗通費予算

335. 6. /

臺灣三民主義青年學堂聯合

業 種	5月売上 千円	6月売上 千円	注 文	注 文
紙 産 業	3,894,000	550,000	ナック・ゴマ 500,000 朝日新聞紙張1,500,000 東京特 550,000 セゾ紙 1,500,000	
造 紙 業	177,000	100,000	森永製紙 100,000	
運 送 業	250,000	300,000	西島 500,000 本島 400,000 支店 100,000	
卸 売 業	1,500,000	1,000,000	本島 500,000 支店 = 300,000 東京 500,000 支店 = 200,000 YKK 500,000 日本橋 500,000 支店 = 500,000 朝日 500,000 支店 = 300,000	
機 械 業	2,750,000	1,000,000	三宅物産 500,000 佐賀 1,000,000	
交 通 業	4,000,000	1,500,000	バス 150 x 200 x 30 台 = 900,000 タクシー 400 x 30 台 = 240,000 バス 150 x 20 台 = 300,000 ハイム = 100 x 30 台 = 30,000	
食 料 業	24,750,000	44,750,000	日清食品、コナ、平賀その他の食品店 30,000,000 東京 500,000	
採 石 業	300,000	300,000	新井建設、佐賀、佐賀建設、100,000	
醫 治 業	2,550,000	1,700,000	平賀、佐賀、セゾ紙 1,500,000 x 30 台 = 450,000 東京、佐賀、中井 500 x 50 x 30 台 = 750,000 セゾ紙 50,000	
飲料製造業	500,000	300,000	阿武、セゾ紙 300,000	
金融機関業	13,000,000	1,000,000	土井 500 x 300 = 300,000 西島 500 x 50 = 250,000 日本橋 500 x 100 = 500,000	
工 事 業	1,000,000	900,000	平賀 500 x 30 台 = 750,000 1,000 x 60 x 30 台 = 180,000	
ボイリング業	750,000	750,000	ニースター 600 x 30 台 = 300,000 佐賀 450,000 タクシー 600 x 30 台 = 180,000 平賀 100 x 100 x 30 = 300,000	
洋口貿易業	1,000,000	1,000,000	東京 1,000,000	
輸 送 業	2,000,000	2,000,000	ニースター 1,000,000 佐賀 1,000,000	
機械製造業	1,000,000	500,000	佐賀 500,000	
採 石 業	750,000	1,000,000	佐賀、東京 1,000,000	
飲料製造業	3,000,000	3,000,000	100 x 1,000 x 30 台 = 3,000,000	
貿易会社業	6,000,000	6,000,000	400 x 2,000 x 30 台 = 3,600,000 100 x 1,000 x 30 台 = 3,000,000	
海上運送業	1,500,000		400 x 40 x 30 台 = 500,000 佐賀 300 x 2 x 30 = 180,000 佐賀 2,000,000 100 x 200 x 30 = 600,000 佐賀 1,000,000 佐賀 1,000,000	
輸 送 業	6,000,000		佐賀 6,000,000	
採 石 業	2,000,000		佐賀 2,000,000	
機 械 業	500,000	500,000	佐賀、東京、佐賀 500,000	
手 荷 業	1,000,000	1,000,000	佐賀 1,000,000	
色 紙 業	3,000,000	3,000,000		

5. 25 1/2 期會計報告

另组青年会校

科目	予	半	大	廣	積	平
繰入金	188	388				
公費	171000	208100	11055000	41072000	5470000	
雑収入						
計	20088	21108				

三十一

[illegible]

- 一、折尾駅前町の移転改良
- 一、丸吉地区の改造
- 一、新水場の整備
- 一、丹波の維持
- 一、農水田の整備
- 一、倉庫・晒場場の整備
- 一、尾根の普及と完全化せよ
- 一、道路の維持と完全化せよ
- 一、民間建物の新築
- 一、団地の買の同じと関係
- 一、団地五地区を地区の社会精神を完全にする
- 一、新町地区五地区の設備を改善せよ
- 一、新町地区パークを増設せよ
- 一、市民の生活の改善せよ（病院、公園）
- 一、スレート屋根の改修場の完成と完全化せよ（二地区、五地区）
- 一、甲斐パーク増設せよ（二地区）
- 一、上町地区の増設
- 一、上町地区の増設パークを増設せよ
- 一、新町地区の増設パークを増設せよ
- 一、新町地区の増設パークを増設せよ
- 一、五地区五地区の道路整備を完全化する

三池二瀬カンパニー三池斗争に関する臨時斗争費徴収率について

3. 35. 6. 20 四島労働組

一、三池二瀬カンパニー外5回(6月)迄徴収分

①賃金カンパネ

5月分在籍人員 6,191人
カンパネ納入人員 6,005人
カンパネ総額 $600人 \times 6,005人 = 3,603,000円$

②基礎額

6月分賃金総額 1,671,040,977円
+ 増産手当 + 117,170,253円
+ 家族給 + 576,240,000円
+ 基別賃金 + 1,094,184,467円

③三池斗争費用を以て基礎額

6月分平均在籍人員(含む欠欠) 6,200人
5月分在籍人員 (含む欠欠) 6,191人

$6,191人 \div 6,200人 = 99.853$

$1,671,040,977円 \times 99.853 = 1,668,198,801円$ (修正基礎額)

④カンパネ徴収率

$3,603,000円 \div 1,668,198,801円 = 0.2141 \div 0.021$

二、臨時斗争費支出(徴収分)

①臨時斗争費総額 361,180,000円
②一律徴収分 $200円 \times 6,005人 = 1,201,000円$
③残存分徴収分 $361,180,000円 - 1,201,000円 = 1,397,880円$
④徴収比徴収率 $1,397,880円 \div 1,668,198,801円 = 0.084$

三、三池二瀬カンパニー臨時斗争費を合計して徴収率を算出したこと

①徴収額
三池二瀬カンパニー 3,603,000円
臨時斗争費支出徴収総額 1,397,880円
合計 6,002,880円

②修正基礎額 1,668,198,801円

③合計徴収率

$6,002,880円 \div 1,668,198,801円 = 0.0021 \div 0.002$

④個人別徴収額

$(6月(三池斗争費用)を以て算出する) \times 0.002 + 200円$
従って、臨時斗争費用に算入された、この徴収率の0.021(0.002)を合計し、
200円を算入することになる。

所見 不 能 考 察 せ ず 先 の 所 見 を 述 べ ます

ノ 全 體 變 質 等 に つ い て も 少 額 に 關 心 せ した 本 特 に 気 付 いた 点
も 見 附 け 了 庫 側 を 認 め ない
ノ 附 屬 資 料 の 所 見 の 点 に つ い て も 十 分 の 明 瞭 が ち ら せ 良 好 と 認 め
ます

明 和 三 十 五 年 六 月 二 十 八 日

金 村 義 重 貞

成 本
生 本
附 録
一 次

九列資本同盟與勞資聯合共鬥爭委員會（一九六六）歲的

第一章 總論

第一條 この條路は九州資本與鐵道聯合會共同爭奪協會と称し、略称九美斗といふ事柄
所を福岡市鉄道町一〇番地日本鐵道労働聯合九州地方本部（九鉄分）内に置く。

第二條 この組織は日清海陸労働組合、食品労働組合、印刷労働組合、日鉄二期労働組合、大正労働組合、日鉄製鐵各支店組合員の友愛と自衛を重んずる固い團結によつて組合せられた組織で、経済的、政治的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第二章 機關及會議

第三條 この組織は、擴大斗争委員会と斗争委員会を置く。

故大争奪を以ては九井斗の決議機關で議決これを拒絶し、同條題目はその都度議決より成
期する。

第四、茲大半委員は次の構成によるが、会場の構成人員の三分の二以上の出席をもつて成立する、議長は九共平議長これに當る。

二	丹	字	只	日
湘	島	臨	島	廣 高 校
五 名	七 名	十 名	十 名	十 名

大正五年

日與新理

第五條 斗争委员会は九共千を運営するための執行機關で議長これを招集する、これが構成は各支部代表一名以上の出席をもつて成立する。

新大衆 この組織の運営並びに業務の円滑を図るため、専門委員会（院長会議）を必要に応じ開催することがある。これが経費、時間割等は予め院長が通知する。

然るに、各機關の同意については必要に依り調整これを照会するが、次の場合も照会しなけれ
ばならぬ。

- 2 一支部の要請があつた場合
斗争委員会が必要と認めた

第三章 投資及任務

九共兵を運賃するため次の役員を置く。選出については然大平半要員会で行う。

謝 民
邵 麟 同 長
金 樹 國 並

第九卷一 議長は九共斗の代表として各支隊間の連絡強化に努め、斗争委員会を統轄し、任期は六ヶ月とする。

第十條、駐外局長は對外的關係及び上級組織、各支團間の連絡、情報の蒐集に當る。任期は

二十ヶ年とする。

第十一條 会計監査は九ヶ年毎に一度、任意は六ヶ月とする。

第十二條 第四章 会務、会計

第十三條 この組織を運営するに必要支那組合員一名につき三円を徴収する、但し必要に充

じ特別外資金を徴収することがある。

第十四條 この組織の会計は事務局長これを司い、会計報告は次々月毎に斗争委員次へ報告

し、次々斗争委員の組織を得なければならぬ。

第十五條 会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十六條 附 則

第十七條 規約の改訂については次々斗争委員会で決める。

第十八條 事務局に書記若干名を置くことである。これが毎月について斗争委員会で決

める。

第十九條 この規約は昭和二十三年二月一日よりこれを施行する。

以 上

収 支 明 細 書

12月12日	二重倉 貸金カンパとして借入	民 券	2700000
12月12日	二重倉 貸金カンパとして借入	二重倉 利	2700000
11月 7日	"	収入 馬長労働組	730000
11月 7日	"	収入 山崎労働組	1000
11月12日	"	収入 作島労働組	390000
11月24日	"	収入 日保労働組	42750
11月29日	"	収入 宇都労働組	530000
11月30日	"	収入 大正労働組	392800
12月12日	"	収入 貝島労働組	638750
12月12日	二重倉 貸金カンパとして借入 支払 利 券		2700000
12月12日	"	西蔵改受 貝島労働組	28350

在 日保労働組代表者倉庫よりノ入当り500円
としすしそので為金。

貸 借 明 細 書 九 十 五

年 月 日	借 万	貸
民 金	138710	
九 共 斗 什 留 留 品	11040	
西 プ ロ "	43800	
大 共 斗 什 留 留 品 留 留 品		11040
西 プ ロ "		43800
民 共 斗 什 留 留 品		138710
民 共 斗 什 留 留 品		113703
民 共 斗 什 留 留 品		28853
	213870	213710

九 共 斗 什 留 留 品

品 目	数 量	金 額
特 子	ノ 留	4340
特 子	ノ 留	4500
		11040

西 プ ロ 留 留 品

品 目	数 量	金 額
民 共 斗 什 留 留 品	ノ 留	20700
民 共 斗 什 留 留 品	ノ 留	3100
		43800

昭和35年度予算(案)

0 35 6

365

收入	支出	科目	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年	2043年	2044年	2045年	2046年	2047年	2048年	2049年	2050年	2051年	2052年	2053年	2054年	2055年	2056年	2057年	2058年	2059年	2060年	2061年	2062年	2063年	2064年	2065年	2066年	2067年	2068年	2069年	2070年	2071年	2072年	2073年	2074年	2075年	2076年	2077年	2078年	2079年	2080年	2081年	2082年	2083年	2084年	2085年	2086年	2087年	2088年	2089年	2090年	2091年	2092年	2093年	2094年	2095年	2096年	2097年	2098年	2099年	2100年	2101年	2102年	2103年	2104年	2105年	2106年	2107年	2108年	2109年	2110年	2111年	2112年	2113年	2114年	2115年	2116年	2117年	2118年	2119年	2120年	2121年	2122年	2123年	2124年	2125年	2126年	2127年	2128年	2129年	2130年	2131年	2132年	2133年	2134年	2135年	2136年	2137年	2138年	2139年	2140年	2141年	2142年	2143年	2144年	2145年	2146年	2147年	2148年	2149年	2150年	2151年	2152年	2153年	2154年	2155年	2156年	2157年	2158年	2159年	2160年	2161年	2162年	2163年	2164年	2165年	2166年	2167年	2168年	2169年	2170年	2171年	2172年	2173年	2174年	2175年	2176年	2177年	2178年	2179年	2180年	2181年	2182年	2183年	2184年	2185年	2186年	2187年	2188年	2189年	2190年	2191年	2192年	2193年	2194年	2195年	2196年	2197年	2198年	2199年	2200年	2201年	2202年	2203年	2204年	2205年	2206年	2207年	2208年	2209年	2210年	2211年	2212年	2213年	2214年	2215年	2216年	2217年	2218年	2219年	2220年	2221年	2222年	2223年	2224年	2225年	2226年	2227年	2228年	2229年	2230年	2231年	2232年	2233年	2234年	2235年	2236年	2237年	2238年	2239年	2240年	2241年	2242年	2243年	2244年	2245年	2246年	2247年	2248年	2249年	2250年	2251年	2252年	2253年	2254年	2255年	2256年	2257年	2258年	2259年	2260年	2261年	2262年	2263年	2264年	2265年	2266年	2267年	2268年	2269年	2270年	2271年	2272年	2273年	2274年	2275年	2276年	2277年	2278年	2279年	2280年	2281年	2282年	2283年	2284年	2285年	2286年	2287年	2288年	2289年	2290年	2291年	2292年	2293年	2294年	2295年	2296年	2297年	2298年	2299年	2300年	2301年	2302年	2303年	2304年	2305年	2306年	2307年	2308年	2309年	2310年	2311年	2312年	2313年	2314年	2315年	2316年	2317年	2318年	2319年	2320年	2321年	2322年	2323年	2324年	2325年	2326年	2327年	2328年	2329年	2330年	2331年	2332年	2333年	2334年	2335年	2336年	2337年	2338年	2339年	2340年	2341年	2342年	2343年	2344年	2345年	2346年	2347年	2348年	2349年	2350年	2351年	2352年	2353年	2354年	2355年	2356年	2357年	2358年	2359年	2360年	2361年	2362年	2363年	2364年	2365年	2366年	2367年	2368年	2369年	2370年	2371年	2372年	2373年	2374年	2375年	2376年	2377年	2378年	2379年	2380年	2381年	2382年	2383年	2384年	2385年	2386年	2387年	2388年	2389年	2390年	2391年	2392年	2393年	2394年	2395年	2396年	2397年	2398年	2399年	2400年	2401年	2402年	2403年	2404年	2405年	2406年	2407年	2408年	2409年	2410年	2411年	2412年	2413年	2414年	2415年	2416年	2417年	2418年	2419年	2420年	2421年	2422年	2423年	2424年	2425年	2426年	2427年	2428年	2429年	2430年	2431年	2432年	2433年	2434年	2435年	2436年	2437年	2438年	2439年	2440年	2441年	2442年	2443年	2444年	2445年	2446年	2447年	2448年	2449年	2450年	2451年	2452年	2453年	2454年	2455年	2456年	2457年	2458年	2459年	2460年	2461年	2462年	2463年	2464年	2465年	2466年	2467年	2468年	2469年	2470年	2471年	2472年	2473年	2474年	2475年	2476年	2477年	2478年	2479年	2480年	2481年	2482年	2483年	2484年	2485年	2486年	2487年	2488年	2489年	2490年	2491年	2492年	2493年	2494年	2495年	2496年	2497年	2498年	2499年	2500年	2501年	2502年	2503年	2504年	2505年	2506年	2507年	2508年	2509年	2510年	2511年	2512年	2513年	2514年	2515年	2516年	2517年	2518年	2519年	2520年	2521年	2522年	2523年	2524年	2525年	2526年	2527年	2528年	2529年	2530年	2531年	2532年	2533年	2534年	2535年	2536年	2537年	2538年	2539年	2540年	2541年	2542年	2543年	2544年	2545年	2546年	2547年	2548年	2549年	2550年	2551年	2552年	2553年	2554年	2555年	2556年	2557年	2558年	2559年	2560年	2561年	2562年	2563年	2564年	2565年	2566年	2567年	2568年	2569年	2570年	2571年	2572年	2573年	2574年	2575年	2576年	2577年	2578年	2579年	2580年	2581年	2582年	2583年	2584年	2585年	2586年	2587年	2588年	2589年	2590年	2591年	2592年	2593年	2594年	2595年	2596年	2597年	2598年	2599年	2600年	2601年	2602年	2603年	2604年	2605年	2606年	2607年	2608年	2609年	2610年	2611年	2612年	2613年	2614年	2615年	2616年	2617年	2618年	2619年	2620年	2621年	2622年	2623年	2624年	2625年	2626年	2627年	2628年	2629年	2630年	2631年	2632年	2633年	2634年	2635年	2636年	2637年	2638年	2639年	2640年	2641年	2642年	2643年	2644年	2645年	2646年	2647年	2648年	2649年	2650年	2651年	2652年	2653年	2654年	2655年	2656年	2657年	2658年	2659年	2660年	2661年	2662年	2663年	2664年	2665年	2666年	2667年	2668年	2669年	2670年	2671年	2672年	2673年	2674年	2675年	2676年	2677年	2678年	2679年	2680年	2681年	2682年	2683年	2684年	2685年	2686年	2687年	2688年	2689年	2690年	2691年	2692年	2693年	2694年	2695年	2696年	2697年	2698年	2699年	2700年	2701年	2702年	2703年	2704年	2705年	2706年	2707年	2708年	2709年	2710年	2711年	2712年	2713年	2714年	2715年	2716年	2717年	2718年	2719年	2720年	2721年	2722年	2723年	2724年	2725年	2726年	2727年	2728年	2729年	2730年	2731年	2732年	2733年	2734年	2735年	2736年	2737年	2738年	2739年	2740年	2741年	2742年	2743年	2744年	2745年	2746年	2747年	2748年	2749年	2750年	2751年	2752年	2753年	2754年	2755年	2756年	2757年	2758年	2759年	2760年	2761年	2762年	2763年	2764年	2765年	2766年	2767年	2768年	2769年	2770年	2771年	2772年	2773年	2774年	2775年	2776年	2777年	2778年	2779年	2780年	2781年	2782年	2783年	2784年	2785年	2786年	2787年	2788年	2789年	2790年	2791年	2792年	2793年	2794年	2795年	2796年	2797年	2798年	2799年	2800年	2801年	2802年	2803年	2804年	2805年	2806年	2807年	2808年	2809年	2810年	2811年	2812年	2813年	2814年	2815年	2816年	2817年	2818年	2819年	2820年	2821年	2822年	2823年	2824年	2825年	2826年	2827年	2828年	2829年	2830年	2831年	2832年	2833年	2834年	2835年	2836年	2837年	2838年	2839年	2840年	2841年	2842年	2843年	2844年	2845年	2846年	2847年	2848年	2849年	2850年	2851年	2852年	2853年	2854年	2855年	2856年	2857年	2858年	2859年	2860年	2861年	2862年	2863年	2864年	2865年	2866年	2867年	2868年	2869年	2870年	2871年	2872年	2873年	2874年	2875年	2876年	2877年	2878年	2879年	2880年	2881年	2882年	2883年	2884年	2885年	2886年	2887年	2888年	2889年	2890年	2891年	2892年	2893年	2894年	2895年	2896年	2897年	2898年	2899年	2900年	2901年	2902年	2903年	2904年	2905年	2906年	2907年	2908年	2909年	2910年	2911年	2912年	2913年	2914年	2915年	2916年	2917年	2918年	2919年	2920年	2921年	2922年	2923年	2924年	2925年	2926年	2927年	2928年	2929年	2930年	2931年	2932年	2933年	2934年	2935年	2936年	2937年	2938年	2939年	2940年	2941年	2942年	2943年	2944年	2945年	2946年	2947年	2948年	2949年	2950年	2951年	2952年	2953年	2954年	2955年	2956年	2957年	2958年	2959年	2960年	2961年	2962年	2963年	2964年	2965年	2966年	2967年	2968年	2969年	2970年	2971年	2972年	2973年	2974年	2975年	2976年	2977年	2978年	2979年	2980年	2981年	2982年	2983年	2984年	2985年	2986年	2987年	2988年	2989年	2990年	2991年	2992年	2993年	2994年	2995年	2996年	2997年	2998年	2999年	3000年	3001年	3002年	3003年	3004年	3005年	3006年	3007年	3008年	3009年	3010年	3011年	3012年	3013年	3014年	3015年	3016年	3017年	3018年	3019年	3020年	3021年	3022年	3023年	3024年	3025年	3026年	3027年	3028年	3029年	3030年	3031年	3032年	3033年	3034年	3035年	3036年	3037年	3038年	3039年	3040年	3041年	3042年	3043年	3044年	3045年	3046年	3047年	3048年	3049年	3050年	3051年	3052年	3053年	3054年	3055年	3056年	3057年	3058年	3059年	3060年	3061年	3062年	3063年	3064年	3065年	3066年	3067年	3068年	3069年	3070年	3071年	3072年	3073年	3074年	3075年	3076年	3077年	3078年	3079年	3080年	3081年	3082年	3083年	3084年	3085年	3086年	3087年	3088年	3089年	3090年	3091年	3092年	3093年	3094年	3095年	3096年	3097年	3098年	3099年	3100年	3101年	3102年	3103年	3104年	3105年	3106年	3107年	3108年	3109年	3110年	3111年	3112年	3113年	3114年	3115年	3116年	3117年	3118年	3119年	3120年	3121年	3122年	3123年	3124年	3125年	3126年	3127年	3128年	3129年	3130年	3131年	3132年	3133年	3134年	3135年	3136年	3137年	3138年	3139年	3140年	3141年	3142年	3143年	3144年	3145年	3146年	3147年	3148年	3149年	3150年	3151年	3152年	3153年	3154年	3155年	3156年	3157年	3158年	3159年	3160年	3161年	3162年	3163年	3164年	3165年	3166年	3167年	3168年	3169年	
----	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--

昭和35年6.7 同収支報告 平常費

[illegible]

聖月絲趙萬朋題

[illegible]

米沃尊顯聖明細

原	利	金	元	銀
計書、附帳 計書、附帳 計書、附帳				72000 50000 1000
計				123000
原	利	金	元	銀
計書、附帳 計書、附帳				4000 1000
計				5000

中華書局

[illegible]

聖目錄越高明

品名	规格	单位	数量	单价	金额
水泥	42.5	吨	100	180	18000
钢筋	Φ12	吨	50	250	12500
木材	杉木	立方米	200	100	20000
砂石	中砂	立方米	1000	50	50000
砖	标准砖	千块	100	100	10000
油漆	调和漆	公斤	1000	10	10000
其他材料费					
人工费					
机械费					
管理费					
利润					
税金					
合计					

末次寄勸農明相

[illegible]

鼎茶類五金特別會計

品名	金額	品名	金額
金銀首飾	48465.30	金銀首飾	1026.886
中銀首飾	1026.886	金銀首飾	68056.51
		金銀首飾	68056.51
計	68792.186	計	68792.186

品名	金額
金銀首飾	125.827
中銀首飾	1026.886
金銀首飾	1026.886
中銀首飾	1026.886
金銀首飾	1026.886
中銀首飾	1026.886
計	68792.186

五金類五金特別會計

品名	金額	品名	金額
五金類	2005.13	五金類	2005.13
五金類	2005.13	五金類	2005.13
五金類	2005.13	五金類	2005.13
五金類	2005.13	五金類	2005.13
計	2005.13	計	2005.13

品名	金額	品名	金額
五金類	2005.13	五金類	2005.13
五金類	2005.13	五金類	2005.13
五金類	2005.13	五金類	2005.13
五金類	2005.13	五金類	2005.13
計	2005.13	計	2005.13

五金類五金特別會計

昭和三十三年六月二十九日

大興年事蹟

小
四

正

九六十年第六季要覽

昭和三十一年下期決算報告書

總記の通り昭和三十四年下期（昭和三十四年十月一日より昭和三十五年三月三十一日迄）九
共斗會費改算圖表を致します。

一、社会主义制度

一、貨幣對照表、元貨牛欄品目錄、西ゴロ價品目錄

二、經濟組織與資金之分配與利用

一、會計帳要得以發生所見而

五

貝島労働組合

昭和三十三年七月四日

貝島大之浦労働組合

組合員 横田

編

貝島労働組合

事務部長 本 坂 輝 雄

要 求 書

福利厚生に関する要求は貝島労働組合及び東部の日常生活に密着する関係のあることは、貴方も知悉するところであらう。

特に、居住区の環境改善は貴方としては組合員の切実なる要求であり、貴方に於てもこれら施設改善の進捗を期することは、当方の部と了解します。

従って貴方の進捗ある回答を求めたため、左記の通り要求致します。

記

- 一、新築給所の新築改修
- 一、老朽住宅の改修
- 一、雨水溝の整備
- 一、外観の刷新
- 一、排水路の整備
- 一、貴方給所場の整備
- 一、居住区の環境改善を完全にする
- 一、道路の舗装を完全にする
- 一、共同洗車場の新設を
- 一、夏場の夏の同上を図る

各支團別の要求項目

新築住宅

一、田 西 五 民 団 地区の住宅建設を完全にする

一、新町 五 民 団 イン 配管を完結する

一、貴町 給水 パンプを建設する

一、水道の主管の配管替えを（新築住宅）

上町地区

一、スレート屋根の改修等の天井を完全にする（新築住宅）

五民団地区

一、中央 パンプ建設を（新築住宅）

上町地区

一、上町 道路 舗装

一、上町 地区 環境 パンプを新設する

一、新築住宅を完結する

一 熊山地区各場ゼイラーを整理せよ（上巻）
一 水本支那
一 熊山地区各場を整理せよ
一 五段石地区の道路橋樑等に排水溝を完備せよ
一 熊山地区の水道管の張り替えをせよ（下巻）

附 品 明 細 帳

(昭和25.3.31日現在)

番 号	品 名	数 量	金 額	仕 入 所	番 号	品 名	数 量	金 額	仕 入 所
1	ムースカー	1	2000000	車庫	323	ヘッドランプ	1	200	会社
2	片輪機 (大)	17	70550	各車庫室	324	面 面 セット	1	200	会社
3	" (小)	3	3200	出 込	325	ト レ ス 合	1	200	会社
4	クイック機	1	1200	会社	326	ナンバーリング	1	2000	会社
5	両 輪 機	1	22500	出 込	327	サヤビキフ	2	24000	地下座
6	事務機 (角)	1	13900	出 込	328	手 置 金 庫	2	3725	会社
7	会議機 (角)	37	88452	会 社	329	輪 転 機	1	24000	印 度
8	備 用 (大)	1	2350	会 社	330	鋼 (サストープ)	2	1700	倉 庫
9	" (小)	2	4500	会 社	331	ス トー プ	6	13200	倉 庫
10	馬 鞍 台	2	17000	客 車	332	長 火 鉢	7	7740	倉 庫
11	小 型 卓 子	2	7500	出 込	333	映 写 機	1	234750	会 社
12	備 用	2	1100	郵 局	334	照 明 器	23	12500	倉 庫
13	同社事務用椅子大	3	1700	組 織	335	映 写 機	1	1000	倉 庫
14	" 小	23	47350	各車庫室	336	平 真 鋼	2	75500	会社
15	客 用 椅 子	2	12000	出 込	337	マ イ ナ ー	3	5700	会社
16	客 用 椅 子	10	5800	出 込	338	写真用乾板箱	1	2700	印 度
17	折 畳 椅 子	100	22500	会 社	339	" 引 開 閉	1	12000	印 度
18	長 椅 子	3	22375	支 店	340	ラ ジ オ	1	4000	事 務
19	ひ じ 座 椅 子	3	10377	出 込	341	放 送 セット	2	25670	会社
20	椅 子	1	15528	出 込	342	マ イ ナ ー	3	4800	"
21	二 重 書 用 机	5	32220	出 込	343	放 音 機	2	8000	"
22	書 机	2	13250	出 込	344	レコードプレーヤー	1	1600	"
23	タイプライター	1	12000	会社	345	コンバーター	2	2700	"
24	計 算 機	2	40270	"	346	ふとん (上下)	10	37770	客 車
25	計 算 機	2	2700	会社	347	座 ぶ き ん	20	4000	客 車
26	計 算 尺	1	200	会社	348	毛 布	10	2400	客 車
27	パ ン チ	1	100	会社	349	毛 布	3	4750	客 車
28	計 算 機	1	100	会社	350	自 転 車	17	170200	出 込



番号	品名	数量	金額	在 所	番号	品名	数量	金額	在 所
60	電 話 機	2	10000	会 計 部	72	原動機附自転車	1	33000	車 庫
61	扇 風 機	1	17100	客 会 議 室				3792187	
62	式 洗 車	2	36000	倉 庫					
63	住 宅 計 画	4	2000	会 計 事 務 室					
64	扇 風 機	2	2300	客 会 議 室					
65	瓦 葺 機 油 器	1	6000	会 計 部					
67	一 階 化 装 室 装 修 費	1	2500	会 計 部					
72	電 気 ス トラップ	1	1500	倉 庫					
73	鉄 道 車	2	4200	会 計 部					
74	紅 白 扇	3	11000	倉 庫					
75	組 合 庫	1							
	" 大	2							
	" 小	10	33300	会 計 部					
77	通 信 コ ン 機	1	1300	会 計 部					
80	装 光 灯	17	63851	車 庫					
81	ハンデル 羽 合	1	450	車 庫					
82	ロイヤル 装 光 灯	1	2300	会 計 部					
83	ミ ン ナ ー	1	11000	倉 庫					
84	三 呼 喚 車 レンズ	1	11000	会 計 部					
87	ミ ン ナ ー 二 脚	1	1400	会 計 部					
88	丹 丸	6	13000	客 会 議 室					
89	庫 房 費	1	1500	会 計 部					
90	カメラ 交換 レンズ	1	10000	会 計 部					
92	テ レ フ ォ ン 台	2	4500	車 庫					
93	扇 風 機	1	1200	会 計 部					
94	砂 時計	1	1000	会 計 部					
95	ビ ュ ー ル カ ー テ ン	1	2313	車 庫					
96	プロパン ガス	1	2500	倉 庫					
97	瓦 葺 機	1	1350	車 庫					

品 名	数量	金額	品 名	数量	金額
今期購入品			カーテン	22	2130
エフタギス	2	1100	スパンダ	5	1180
吹 声 機	1	38000	花 び ん	1	3000
扇 風 機	1	141740	羽 大 機	3	7650
自動車用自転車	1	53000	取 合	2	1200
タイダー遊具機	1	36800	セロルビー	1	800
テレホン台	1	2100	石油コンロ	1	3400
煎 ぶ と ん	10	5000	炭 冷 し 器	1	3340
炭 火 鉢		2700	計		52442
戸 棚		1330	洋品(和風器)に用いた品		
椅 子	8	28000	2 座 窓 簾	1	450
ス ト ー プ	1	3500	掛 琴 版		4100
プロパンコンロ	1	5900	豆灯フィルム	1	800
煎 ぶ と ん		10110	香 尺	1	392
計		343340	計		2782
備 品					
浴 巾 子 (小)	3	3430			
浴 巾 子	10	2950			
ス ト ー プ	2	400			
炭 火 鉢	2	2230			
計		8830			
雑品に用いた品					
算 盤	11	10210			
食 器 棚	2	2500			
火 鉢	4	700			
草 蓆 機 織 機	1	3120			
平 釜	1	600			
釜	3	835			
煎 飯	5	12477			



實地對照表

昭和35年5月31日現在

借 方 (借方)		貸 方 (貸方)	
科目	金額	科目	金額
現 金	115,394	入 金	13,081.18
預 算 金	9,234,265.8	基金積立金	70,076.65
不 動 産 取得費	4,531,000	減 価 償 却 金	1,932,647.8
貸 倒 引 当 金	1,667,000		1,667,000
貸 倒 引 当 金	10,241.18		
引 当 金	11,726.82	引 当 金	89,776.82
引 当 金	1,185,000	基金積立金	11,172,667
引 当 金	6,194,338		
引 当 金	3,192,157		
引 当 金	11,172,667		11,172,667
		引 当 金	17,666,983
		引 当 金	8,172,661
		引 当 金	14,666,122
		引 当 金	14,666,122

試算表

昭和35年5月9日現在

[illegible]

「ばす」の塩揚げ（五人分）

ばす 五テ
 フレーズ 二テ
 五世志 一〇〇テ
 油 八一
 ししめ煮 二匹
 小麦粉 五
 干乳 五
 塩 五
 （こしょう、ケツ、
 大ス、小ス、油、水、塩）
 フス、大、小

如きはすは小麦粉と塩を二割にして更に中央のりは大おすを油で切つ小麦粉のりを
 と置く。
 小麦粉は弱火でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉をきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 ししめ煮はきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。

「いれ」のカレー（五人分）

いれ 五テ
 フレーズ 二テ
 五世志 一〇〇テ
 油 八一
 ししめ煮 二匹
 小麦粉 五
 干乳 五
 塩 五
 （こしょう、ケツ、
 大ス、小ス、油、水、塩）
 フス、大、小

如きはすは小麦粉と塩を二割にして更に中央のりは大おすを油で切つ小麦粉のりを
 と置く。
 小麦粉は弱火でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉をきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 ししめ煮はきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。

「油揚げ」の塩揚げ（五人分）

油揚げ 一匹
 フレーズ 二テ
 五世志 一〇〇テ
 油 八一
 ししめ煮 二匹
 小麦粉 五
 干乳 五
 塩 五
 （こしょう、ケツ、
 大ス、小ス、油、水、塩）
 フス、大、小

如きはすは小麦粉と塩を二割にして更に中央のりは大おすを油で切つ小麦粉のりを
 と置く。
 小麦粉は弱火でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉をきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 ししめ煮はきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。

「フルーフ」の塩揚げ（五人分）

フルーフ 一匹
 フレーズ 二テ
 五世志 一〇〇テ
 油 八一
 ししめ煮 二匹
 小麦粉 五
 干乳 五
 塩 五
 （こしょう、ケツ、
 大ス、小ス、油、水、塩）
 フス、大、小

如きはすは小麦粉と塩を二割にして更に中央のりは大おすを油で切つ小麦粉のりを
 と置く。
 小麦粉は弱火でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉をきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 ししめ煮はきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。

「人」の塩揚げ（五人分）

人 一匹
 フレーズ 二テ
 五世志 一〇〇テ
 油 八一
 ししめ煮 二匹
 小麦粉 五
 干乳 五
 塩 五
 （こしょう、ケツ、
 大ス、小ス、油、水、塩）
 フス、大、小

如きはすは小麦粉と塩を二割にして更に中央のりは大おすを油で切つ小麦粉のりを
 と置く。
 小麦粉は弱火でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉をきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 ししめ煮はきびんに切つて油でいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。
 小麦粉は小麦粉と油と塩をいこつ小麦粉は入ります。

一、新庄配給所の移転改築

一、老朽社宅の改造

一、排水溝の整正

一、外柵の補修

一、塵芥箱の整正

一、糞尿処理場の整備

一、屋根の葺替を完全にせよ

一、道路の補修を完全にせよ

一、共同洗濯場の新設せよ

一、豆炭の質の向上を図れ

一、旧面主佐地乙蔵君社宅の
補修を完全にせよ

一、新町浴場バインの配管を
整備せよ

一、管内給水ポンプを増設せよ

一、水道の主幹管の配管替を
せよ

一 スレート屋根の炊事場の
天井を完全にせよ

一 二坑中央バック増設せよ

一 上町道路の補修

一 上町地区消化バックを新
設せよ

一 五坑地区炊事場の屋根を
完備せよ

一 排山地区浴場ボイラーを
取替せよ

一 板梁地区浴場を改修
せよ

一 云尻五区地区の道路の補修
排水溝を完備せよ

一 板梁地区の水道管の張
替せよ

74年度決算報告 参考資料 1960.2.2 (附)

收入之部 組合費毎日償還表

[illegible]

體收入世界

Y-第一行季票	200.000	农社季票利息	657.304	农社七月份利息	277.889
农社季票利息	105.112	农社信托利息	243.042	农社信托利息	1676.8
农社季票	229.000	农社定期利息	288.670	农社定期利息	2160
农社季票利息	42.388	农社定期利息	12.000	农社定期利息	1923.523

行軍策

3. 大正関係: 61.09.24 X-7-26 8.99.8 (別紙) 映画鑑賞関係: 61.25.1
 調査報告研究 34.23.5 その他体育関係: 11.11.0 計: 422.685

皇朝政通

34	日	34年度	二院研究費	35年度	計
前期	日	210,960	34,970	770	246,660
前期	日	26,262	2,760	0	70,222
減	日	5,410	0	72	5,822
増	日	6,720	0	4,648	11,368
増	日	1,640	2,900	0	1,790
計		291,192	40,630	4,820	326,642

子 德 晉

マワ修路補航	120,000	又同庄次郎氏修路費	66308	神中火災見舞	12,000
焼納川沿岸築堤	157,780	中国派遣船隻金	68,090	計	402,178

費 用 總

同前知(10) 8,000 云时外工位 2,900 同前各(10) 3,900
同前(10) 26,150 同前(10) 70,000 同前(10) 2,466
同前(10) 18,900 同前(10) 3,700 同前(10) 10,000 同前(10) 220,266

(x-7-明細書)

[illegible]

昭和35年度予算(米)

甘95.6.
934.5

[illegible]

昭和35年度員助大と湖濱至道費予算内訳表(案)

1460 9-7

収 入 之 部

(A) 組合費 33,528/60円

- (1) 前記34年度組合費の総額は、369,549/67で平均徴収人員は、6,564人で組合員一人当たり平均徴収額は56/94/7円である。
しかし、4年度に於ける徴収に於いて「徴収率」が前年度より若干高くなり、徴収率の増減により、平均徴収額は56/94/7円と見られる。

	徴 収 金 額	徴収対象人員	一人当たり平均徴収額
4 月	277,920/10	6,797	409/66
5 月	3,292,050	6,772	501/04
6 月	3,294,491	6,695	492/07
7 月	3,206,342	6,635	484/72
8 月	2,964,898	6,665	444/83
9 月	2,567,000	6,695	383/98
10 月	2,862,231	6,671	429/16
11 月	2,951,793	6,660	443/21
12 月	3,214,905	6,637	484/69
計	27,877,753	6,596	424/22
4 月	2,938,875	5,997	491/38
5 月	2,938,875	5,966	492/55
6 月	2,938,875	5,966	492/55
計	8,816,625	17,929	491/55

【注】 前年度の徴収額と異なっているのは徴収率の増減に依拠している

- (2) 以上の徴収額に於いて、平均徴収率の算出に於いて、徴収率の増減に依拠している。

- (3) 徴収率の算出に於いて、平均徴収率の算出に依拠している。

- (4) 徴収率の算出に於いて、平均徴収率の算出に依拠している。

- (5) 徴収率の算出に於いて、平均徴収率の算出に依拠している。

	徴 収 金 額	徴収対象人員	一人当たり平均徴収額
4 月	2,856,875	5,997	476/38
5 月	2,856,875	5,966	478/55
6 月	2,856,875	5,966	478/55
計	8,570,625	17,929	477/83

月 別 徴 収 金 額	月 別 徴 収 金 額
4 月 3,202-16=6,196	1 月 6,090-16=6,074
5 月 6,196-16=6,180	2 月 6,074-16=6,058
6 月 6,180-16=6,164	3 月 6,058-16=6,042
7 月 6,164-16=6,148	4 月 6,042-16=6,026
8 月 6,148-16=6,132	5 月 6,026-16=6,010
9 月 6,132-16=6,116	6 月 6,010-16=6,000
10 月 6,116-16=6,090	
11 月 6,090-16=6,074	
12 月 6,074-16=6,058	

$$73/60人 \div (2=6,097人 \div 21人) = 6/22人$$

$$470人 \times (6/22人 \times 97\%) = 279,240/22人 \div 2 = 127,100/11人$$

$$計 3,250,625/60円 \div 2 = 1,625,312/60円$$

(B) 徴入金 25,200円

$$300人 \times 7人 \times 12 = 25,200円$$

【注】 徴収率の算出に依拠している

$$計 25,200円 \div 2 = 12,600円$$

(C) 徴収入 1,921,987円

世帯主会	2,200,000円	組合員会	5,000/10円
専業主会	1,000,000円	徴収率会	1,000/10円
徴収率会	2,700,000円	徴収率会	3,000/10円
徴収率会	2,700,000円		
徴収率会	2,700,000円		
計	1,921,987円		

(6) 贈金、要領金費 40000円	
代金、左側面、電化、電装	$40,000円 + 12 = 3,933円$
(7) 事務経費 60000円	
左側面、電装	$60,000円 + 12 = 5,988円$
(8) 税引経費 304000円	
$200円 \times 1,500円 \times (2600 + 600) = 544,000円$ 占領地 3000円 $\times 48 = 144,000円$ 寄附金 3000円 $\times 12 = 36,000円$ 寄附金 4000円 $\times 12 = 48,000円$ 税引金 8000円 $\times 12 = 96,000円$ 合計 304,000円	
(9) 支印費 720000円	
税引金 5000円 占領地 3000円 寄附金 22,000円 占領地 12,000円 占領地 8,000円 $60,000円 \times 12 = 720,000円$	税引金、代金、電装、電化、電装 割合 100円 $\times 2000円 \times 2 = 400,000円$ $100円 \times 2 = 200円$ 寄附金 100円 $\times 2000円 \times 2 = 400,000円$ $100円 \times 2 = 200円$ 占領地 200円 代金割合 50円 $\times 2000円 \times 2 = 200,000円$ $100円 \times 500円 \times 2 = 100,000円$ 計 120,000円 $\times 12 = 1,056,000円$
(10) 税引金 1,364000円	
税引金 5000円 $\times 55 = 275,000円$ 税引金 5000円 $\times 55 = 275,000円$ 税引金 5000円 $\times 55 = 275,000円$ 税引金 5000円 $\times 55 = 275,000円$ 税引金 5000円 $\times 55 = 275,000円$ $947,000円 \times 12 = 11,364,000円$	$56,400円$
(11) 行事費 804000円	
占領地 200,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 $804,000円 + 12 = 67,800円$	
(12) 什器費 190000円	
占領地 200,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 占領地 100,000円 $190,000円 + 12 = 15,833円$	
(13) 図書費 132900円 (新収率限)	
(14) 印刷費 801000円	
占領地 5000円 $\times 1000 = 5,000,000円$ 占領地 5000円 $\times 1000 = 5,000,000円$ 占領地 5000円 $\times 1000 = 5,000,000円$ 占領地 5000円 $\times 1000 = 5,000,000円$ 占領地 5000円 $\times 1000 = 5,000,000円$ $801,000円 + 12 = 66,750円$	

別 紙

統制部費内訳表

	商 用 部 費		農 林 部 費		製 造 部 費		運 輸 部 費		郵 政 部 費		計
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	
本府		900					2	1,000	2	400	2,300
工務	11	5,400	11	5,500	11	3,200	7	2,500	10	2,000	18,600
衛生	25	12,100	26	12,000	26	5,200	10	5,000	29	5,800	41,100
其他	11	5,100	11	5,500	9	1,812	8	4,000	2	1,000	18,100
小計	38	3,200	8	4,000	7	1,400	9	4,500	9	1,500	14,700
	56	26,700	56	28,000	53	12,600	26	17,000	57	11,400	96,700

(注) 本表の統制部費については、各専管部費が基となるので、各専管部費を併せ上した。

統制部費支給基準

50人以内	300円
100 "	400円
150 "	500円
200 "	600円
250 "	700円
300 "	800円
350 "	900円

综合统计公决算表

科目	预算	实际	摘要
收入		4,000	综合统计

支出之部

科目	预算	实际	摘要
薪金	1,200	1,200	11月3000 212,1500. 312,2000 412,1500
用品	2,500	1,690	212,1500-2,500 212,1500-2,500 212,1500
办公	4,000	4,000	综合统计公决算表
杂费	1,500	1,175	综合统计公决算表
合计	2,000	1,865	

综合统计公决算表

年次有給休暇買上げ交渉経過

年次有給休暇買上げについては、七月十一日第五回の議決を同一内容で、会社は、昭和三十一年度よりそのリニ寸のめは年次有給休暇買上げに同意しないとして、次の如き交渉経過を行つてきた。

会社提案

一、年次有給休暇（以下単に有給といふ）買上げ日数はついで、
昭和三十一年四月一日から昭和三十一年六月三十一日まで、両方各人年次有給日数中、有給として、決定有給日数をその割合買上げる。
但し、有給日数以上の買上げも同意するときは会社はその買上げを放棄し、六日以内の有給日数で買上げる。

二、有給日数

昭和三十一年四月十一日決定の各人の有給日数とする。

三、交渉経過

よりある。昭和三十一年四月一日から昭和三十一年六月三十一日まで、両方各人年次有給日数中、有給として買上げる。

四、買上げ

昭和三十一年四月十一日決定の各人の有給日数中、有給として買上げる。但し、有給日数以上の買上げも同意するときは会社はその買上げを放棄し、六日以内の有給日数で買上げる。

五、交渉経過

昭和三十一年四月十一日決定の各人の有給日数とする。

六、交渉経過

昭和三十一年四月十一日決定の各人の有給日数中、有給として買上げる。

七、交渉経過

昭和三十一年四月十一日決定の各人の有給日数中、有給として買上げる。

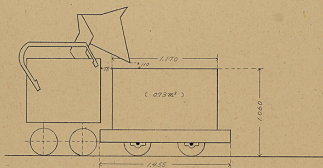
八、交渉経過

昭和三十一年四月十一日決定の各人の有給日数中、有給として買上げる。

青 北 前 鈔 白 版 用 鐵 引 車 等 之 圖 式 並 詳 (合計組合生利別)

[illegible]

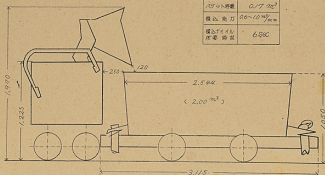
ロッガーショベルと木製炭車の積込関係図



ロッガーショベルと鉄製炭車の積込関係図

R620型 性能

バケット容量	0.77 m^3
積込能力	$80 \sim 10 \text{ m}^3/\text{min}$
積込サイクル 所要時間	6.8 sec



R-S20型とR-S45型の仕様比較

	R-S 20 型	R-S 45 型
バケット容積	0.17 m ³	0.17 m ³
掘込能力	0.6~1.0 m ³ /min	1.3~1.8 m ³ /min
掘込サイクル・所要時間	65 sec	75 sec
レールコース（標準）	610 mm	610 mm
エ・モーター	AMP 35馬力 × 2	275 × 2 575 × 1
掘削速度	4.1 ~ 7 m ³ /min	4.5 ~ 7 m ³ /min
掘削速度（掘削時）	1.5 ~ 2.5 m ³ /min	6.5 ~ 10 m ³ /min
掘削速度	25 m ³ /min	32 m ³ /min
標準コンタクト	30 HP	30 HP
全重量	2,000 kg	約 4,000 kg
コンベヤベルト巾		500 mm

注：R-S45がR-S20に比べ改良された点。

- ベルト・コンベアーが改良されたので掘削速度に大幅な改善が図れた。
- 平均掘削速度が向上した。
- 掘削速度が向上した。
- バケットの改良が図れた。

大正 20 年

大正 20 年を本調査中に使用する場合の調査項目は、

1. 大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する。

2. 調査結果が 1. の調査結果と異なる場合

調査項目 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	
	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)
調査項目 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)
調査項目 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)

大正 20 年

調査項目 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	
	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)
調査項目 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)
調査項目 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)	調査結果 (大正 20 年 11 月 10 日以前に調査された資料にあり、調査結果を訂正する場合)

2. 調査結果

調査結果とする。この調査中の調査結果は、調査結果を訂正する。

3. 調査結果

調査結果は、調査結果を訂正する。

調査結果は、調査結果を訂正する。

調査結果は、調査結果を訂正する。

調査結果は、調査結果を訂正する。

調査結果は、調査結果を訂正する。

「述 略」

二十日午前二時中労委の御座申入席である。

これに対する長身は態度については本日午後、中労委員会にて検討を行う。

(同席)

御 座 申 入 席

三井三池の争議は一面是の先決で状態にある。中労委としてはこれを解決する事はできな
い。

念記申入は極めて長閑の紛議ではあるが、事態に緊急した事態を要請する船務の方策と考
えるので労使両方ともをすてて協力された。

記

一、前二回の紛議案に示された問題を基礎とし、新しい新設の船務を考慮に入れて最終的
に紛議案を決定する、労使両方にこれに基づいて本合議を解決する事とし、この最終案に対しては
両派を申立てた。

二、右の紛議案を作成する為に改めて先合に労使の主張を提出するその前回は一面同とする

三、この申入に對する高層の回答は本日午後六時迄とする。

四、この申入受諾と同時に組合はビヤを降き、会社は現在紛争中の労協会の申請を取下げる。
紛議案作成中は会社は生産を再開しない。

以上

七月二十日

中 央 労 働 委 員 会

委員長 藤 林 敏 三

幹事長 中 山 伊 知 郎

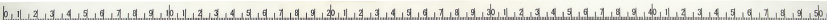
日本民権労働組合

長 岡

三井鉱山株式会社

長 岡

栗 木



記 要

貝島製糖株式会社と日本国鉄労働組合とは昭和35年上期款員謝
求手当並びに一時金に關し下記通り協定する

記

1. 謝求手当

昭和35年3月31日現在在籍半額款員(此合専務専従者及び西
路長けん者を除く)2人当り平均19,000円(税込、ただし
17,000円は手取額)を支給する

2. 一時金

昭和35年3月31日現在在籍半額款員(組合員専務専従者及び
西路長けん者を除く)2人当り平均10,000円(税込)を支給
する

3. 配分については別途会社、支店組合間において協議決定する
昭和35年7月20日

貝島製糖株式会社
専務取締役 本 松 博 雄

日本国鉄労働組合
中央執行委員長 原 茂

謝 求 手 当 協 定 書

貝島製糖株式会社と日本国鉄労働組合とは昭和35年7月20日
付協定書に關し下記通り協定する

記

1. 昭和35年4月1日以降半額款員として雇入れられた者で別添
3支給前日在籍する半額款員に対する謝求手当は一時金を含み
次の通りとする

4月中旬に雇入れられた者	35,000円(税込)
5月中	28,000円(=)
6月中	21,000円(=)
7月中	14,000円(=)

なお8月1日以降雇入れられた者に対しては支給しない

2. 昭和34年10月1日から昭和35年3月31日までの間の特
年、殉職、死亡及び公費葬儀による退職者については従前の取
扱通りとする

3. その他事項については別途会社、支店組合間において協議決
定する

昭和35年7月20日

貝島製糖株式会社
専務取締役 本 松 博 雄

日本国鉄労働組合
中央執行委員長 原 茂

新華分額 $3,000\text{円} \times 2 = 2,500\text{円}$
 場代費 $500\text{円} \times 3 = 1,500\text{円} \times 2 = 2,500\text{円}$
 商標代費 $200\text{円} \times 17 = 1,400\text{円} \times 2 = 1,360\text{円}$
 $1,440\text{円}$
 $1,460\text{円} \times 2 = 1,372,000\text{円}$

(12) 什 物 費 $207,000\text{円}$
 車 庫 $3,000\text{円} + 17,000\text{円} = 7,200\text{円}$
 薪 炭 類 $1,300\text{円}$
 備 考 $1,020\text{円}$
 $207,000\text{円} + 2 =$

(16) 組合費別費 $103,200\text{円}$
 中央費 $3,000\text{円} \times 10 = 2,000\text{円} \times 2 = 2,500\text{円}$
 九 段 費 $28,100\text{円} \times 10 = 1,020\text{円} \times 2 = 2,020\text{円}$
 直 轄 地 區 $5,500\text{円} \times 10 = 3,300\text{円} \times 2 = 3,760\text{円}$
 官 社 地 區 $3,000\text{円} \times 2 = 2,400\text{円}$
 九 段 費 $2,200\text{円} \times 2 = 2,400\text{円}$
 機關低級費 $1,100\text{円} \times 2 = 1,320\text{円}$
 $103,200\text{円} + 2 =$

(1) 試験使用要綱

当町新技術者大会所内にて実施

部長、70名 講師、16名 司会、130名 談話、115名

(2) 使用順序

各要項の順序により使用する。

① 各予選者試験を行う（校外試験、校内試験）

② 次で推薦試験を行う

(3) 推薦試験

(a) 期 間

① 校外試験 予選完了後一週間

② 校内試験 所要を二週間、状況によっては延長する事がある。

(b) 人 員

① 校外試験 4名（カッターマンとして3名/町 それを2組町在職教育やの技術学校卒業生を要する）

② 校内試験 10名（上記カッターマン6名の他に技術学校卒業生4名、校内新採用等含む）
状況によっては増減することがある。

③ 別途修繕工を1名つける。

④ おおきせの採用係員を1名つける。

(4) 推薦試験

ワンタイム/日完了していく為にはどうゆう試験を行うかを決定する為の試験であつて選内試験資料をとる為の試験ではない。

(a) 期 間 事前試験終了後約2ヶ月間、状況によって増減することがある。

(b) 人 員 事前試験を終了し更に推薦試験を実施して行く過程において選次候補を選定して行くこと。

(c) 別途修繕工を必要に応じて1名つける。

(d) おおきせの採用係員を1名つける。

(e) 人 選 新採用者終了後当分の間は技術学校卒業生によるが選定を時期に選次採用夫と人替える。

(5) 賞 金

(a) 推薦試験期間中の推薦試験合格者は過去4ヶ月間の市職民権夫ノ人ノ方より給食給養費平均額を割増したものを支給する。

(b) 技術学校卒業生については割増給3000円を支給する。

指導員については所定の割増給を支給する。

(c) 当該試験は選内対象から除外する。

(d) 修繕工に対しては労務修繕工の賞金を支給する。

- (1) 作業員の訓練について
事前教育及び現場教育を行ない、保安の確保を期す。
- (2) 支保材について
既設支保を確保に活用する。親柱間隔はのアジロを基準とする。
- (3) 防護防止について
1. 1. 時の排水管を鉄金網に布設し、かつタインドを行う。
2. 2. 自所には特に光を減らすとして防護のためをいにする。
- (4) 遊走防止について
チェーンアイド式であるので、遊走の心配は殆んどないが念のため、大層のエキサーキストにカッターを引取るように設備を行う。
- (5) テーブルの保安について
発着時にはテーブル台車は大層にあるので、台車の上にジュモルトをまきよせて防護する。
- (6) カッターの運転、停止について
三作制、ノロッド、カッターはカッターマンによつてカッター、パンチア、コンベヤーの運転停止出来る形式になっているので、突発事故については充分対応可能である。
- (7) テーブル台車の脱線について
カッターは連続式であるので脱線の心配はない。尚しテーブル台車は大層な重量が載つてきた場合脱線の恐れがあるので、ノロッド以上の脱線は試さないよう充分事前教育を行う。
- (8) 電気関係について
電気関係の設備については十分留意し、不意のものをいにする。
切羽防止には接地電線、遊走防止にはチェーンリレー、遊走防止

作スイッチ、切羽スイッチには停止装置を使用する。

- (9) 光害について

2. 2. 同光害を原因とする。

昭和35年上旬々米寺管院分帳調査資料

S.35.7.29. 6045

※ 田 簿 20,000円 X 4/39人 = 122,780,000円 (田.35.3月利庄算)

※ 年功手号

勤続年数	人員	前勤状況概況		B		C	
		金額	純額	金額	純額	金額	純額
4ヶ月以上、1年未満	108	300	22,000	400	4,200	400	4,200
3年未満	296	700	277,200	800	316,800	300	316,800
5 "	586	1,100	604,600	1200	702,200	1200	702,200
10 "	1484	1,500	2,226,000	1600	2,374,400	1600	2,374,400
15 "	2,624	1,900	4,985,600	2,000	5,248,000	2,000	5,248,000
20 "	408	2,300	938,600	2,400	979,200	2,400	979,200
20年以上	441	2,700	11,407,000	2,800	12,344,800	2,800	12,344,800
計	6047		10,296,900		10,898,600		10,898,600

※ 基元寺管

月	教	人員	金額	純額	金額	純額	金額	純額
1月	基元	13	4,600	5,980	4,800	6,200	4,800	6,200
2 "		2	5,000	10,000	5,200	10,400	5,200	10,400
3 "		0	5,300		5,600		5,600	
4 "		1	5,700	5,700	6,000	6,000	6,000	6,000
5 "		2	6,000	12,000	6,400	12,800	6,400	12,800
6 "		3	6,400	19,200	6,800	20,400	6,800	20,400
6月以上		6047	7800	45,654,800	8000	48,776,000	8000	48,776,000
計		6060		45,761,500		48,886,000		48,886,000

※ 家元寺管

※ 金文書

公 務

社 員

※ 田中寺管院分帳

※ 勤続年数及年功手号比率

財 源 基元寺 基元寺管 家元寺管 金文書 田中寺管 勤続年数 年 功手号 率

A項 $122,780,000 = (10,296,900 + 4,985,600 + 9,386,000 + 2,226,000 + 11,407,000) \times 100\% = 122,780,000$

B項 $122,780,000 - (10,296,900 + 4,985,600 + 9,386,000 + 2,226,000 + 11,407,000) = 122,780,000 - 38,291,500 = 84,488,500$

C項 $122,780,000 - (10,296,900 + 4,985,600 + 9,386,000 + 2,226,000 + 11,407,000) = 122,780,000 - 38,291,500 = 84,488,500$

基元寺管 年 功手号 勤続年数比率 金文書 基元寺

B項 $84,488,500 \times 100\% = 8,448,850$ $8,448,850 \div 100 = 84,488.5$

C項 $84,488,500 \times 100\% = 8,448,850$ $8,448,850 \div 100 = 84,488.5$

新 北 支 部											
氏 名			氏 名			氏 名					
山 口 正 雄			山 根 朝 吉								
山 根 朝 明			竹 下 雄 彌								
山 本 秀 雄			池 田 一 男								
香 川 昭 三			田 中 重			平 井 隆 洋					
倉 橋 繁			池 本 鉄 市			岡 本 登 雄					
田 中 泰			日 進 市 雄			河 本 一 雄					
小 園 秀 男			田 中 正 一			田 中 昭 彦					
堀 本 勝 佐			堀 武 義			佐 藤 二 郎					
佐 藤 輝 光			高 友 松 造								
中 村 剛 夫			井 元 辰 之 助								
廣 一 雄			池 内 典 雄								
森 本 野 忠			入 部 重 夫			田 中 実 有					
吉 武 士			山 口 健 吾			長 岡 昌					
新 正 行			太 田 博 幸			藤 本 徳 次 郎					
日 野 勝 広						河 岡 実 雄					
新 下 喜 太郎						堀 島 実					
						立 田 茂 雄					
			入 部 昭 男								
			新 江 崎 勝								
新 下 克 巳			藤 田 重								
伊 藤 一 男			西 沢 新 太郎			今 井 博 行					
堀 重 康			区 新 原 隆 一			中 村 秀 郎					
天 橋 好 晴			牛 島 重 一			吉 平 治 男					



新			城			支			郷		
氏 名			氏 名			氏 名			氏 名		
神 口 幸 男			新	堀 野 商 一		元					
早 川 正 吉				林 田 利 英							
田 口 幸 男				小 笠 原 西 雄					田 口 幸 男		
佐 田 昌 雄				竹 下 重 信					阿 部 幸 夫		
			町	段 川 千 代 雄							
				光 田 金 彦							
									井 上 千 枝		
堀 川 重			元								
江 口 鉄 夫											
山 下 重 吉											
堀 野 西 雄											
小 原 吉 男			町	久 野 幸 男							
				佐 野 瑞 樹							
				川 島 五 郎							
				藤 原 重 男							
			町	田 代 信 男							
				野 村 次 郎							
堀 野 西 雄				新 村 辰 次							
山 口 悦				堀 本 敏 雄							
堀 野 祥 一			町	安 成 久 雄							
松 子 文 郎				堀 田 幸							
				西 本 政 雄							
				堀 野 西 雄							
				堀 山 賢 二							

主権会対策について

青井会此の発展段階は漸次成熟はしてゐるものの、いまだ自來たりの選別を以てゐる立場に對しての
 政策は不十分を感ぜらるゝので立派なもの、すなわち、青井会親と青井親は多量に對しての仕事を
 してゐる。このした選別は母會に於いて行なはれてゐる。この選別は母會に入る前である。
 「青井会親としてはお母さん、お父さん、お母さん、お父さん、お母さん、お父さん、お母さん、お父さん、
 ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、
 を選別してはゐる。

この青井会親と青井親は、母會の下で選別してゐる。この選別は母會に入る前である。
 るてゐる。このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、
 ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、

ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、
 にすべきである。

主権会について、その方針、選別について、その方針、選別について、その方針、選別について、
 ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、

ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、
 ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、

ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、
 ねえ、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、このことば、



昭和35年上期社員間手当支給の件

関係者について下記の通り通知します

記

1. 間束手当の支給対象及び支給金額

2. 支給対象

- (1) 基礎期間に基礎賃金を有し且つこの手当支給日（以下単に支給日という）に在籍する本局社員に対し間束手当を支給する

(2) 基礎期間は昭和34年10月1日から昭和35年3月31日までとする

- (3) 基礎賃金は基礎賃金中の本人給、基幹外賃金中の付加給、臨時給助金、経費分給金及び保安厚生委員の賃金（標準日921円、公休日1083円）の合計額とする

3. 支給金額

(1) 間束手当

基礎期間中の基礎賃金に支給率0.081を乗じて得た金額（10円未満の端数については5円以上は10円に四上げ5円未満は切捨て）とする

(2) 在籍手当

昭和35年3月31日現在の勤続年数に応じ次の通り支給する

勤続年数	支給額	勤続年数	支給額
6ヶ月未満		20年未満	1,600
1年	400	25年	2,000

3年未満	800	20年未満	2,400
5年	1,200	25年以上	2,800

短期社員から本局社員に転入られた者の勤続年数は転入試験期間を算入せず本局社員としての勤続年数とする

(2) 基礎手当

基礎期間中の在籍月数に応じ次の通り支給する

基礎期間中の在籍月数	支給額	基礎期間中の在籍月数	支給額
1ヶ月未満	4,800	5ヶ月未満	6,400
2	5,200	6	6,800
3	5,600	同6ヶ月	7,200
4	6,000		

(注) 在籍月数の計算例

11月14日に転入られた者については12月13日を以て1ヶ月とする、従つて3月31日現在では5ヶ月未満となる

(3) 間束手当

昭和35年3月31日現在の社員数按給支給規程に基づく間束手当1人につき1,000円を支給する

2. 次の各号に署名する者に対してはそれぞれ次の通り金一封を支給する

1. 基礎期間に在籍するも公服係のため欠勤し基礎賃金を有し且つ若て引続き支給日まで本局社員として在籍する者に対しては前記1の2の(1)の金額及び次の金額を支給する

公務員のための基礎年金を有しない者 6,000円

私療養のため * 5,500円

(例) 養育手当、年功手当、高度手当は支給しないものため

2. 基礎期間に基礎年金を有し且つ昭和35年4月1日以降労働組合業務専従者となつた者で支給日に在籍する労働組合業務専従者並びに昭和35年4月1日から支給日まで同様の専任(専任期間中若くは人事課員に伴ひ退職した者を含む以下同じ)退職、死亡、事業都合、公私療養、退職者(公私療養による退職者には本人の申請によるものは含めない以下同じ)並びに職目に登用された者

前記人に準じて計算した額、且し基礎期間中公私療養のため欠勤し基礎年金を有しない者に対しては前記2の1に準じて支給する

3. 昭和35年4月1日以降本局職員として雇入れられた者で引続8支給日まで本局職員として在籍する者

4月中に雇入れられた者	3,500円
5月中	3,800円
6月中	4,100円
7月中	4,400円

ただし

- (a) 臨時中央事務期間全期間無償労働者及び基礎期間の中途に臨時中央として雇入れられた者で昭和35年4月1日以降本局職員として雇入れられた者に対しては前記金額を支給する

- (b) 基礎期間全期間在籍する臨時中央(全期間無償労働者を除く)で昭和35年4月1日以降本局職員として雇入れられた者で

別しては別に定める「労働中央及び臨時中央に対し金一封支給の件」に基づく支給額と前記金額を比較し何れも高い方を支給する

- (c) 支給日以降本局職員として雇入れられた者に対しては支給しない

4. 昭和34年10月1日から昭和35年3月31日までの間の停年、降職、死亡、公私療養による退職者

前記人に準じて計算した額

ただし

- (d) 年功手当については昭和34年9月30日現在の勤続年数及び基礎期間中の在籍月数に依り次の通り支給する

勤続年数	基礎期間中の在籍月数別支給額					
	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年以上	6年以上
1年未満	70	130	200	270	330	400
3年	130	270	400	530	670	800
5年	200	400	600	800	1,000	1,200
10年	270	530	800	1,070	1,300	1,600
15年	330	670	1,000	1,330	1,670	2,000
20年	400	800	1,200	1,600	2,000	2,400
20年以上	470	930	1,400	1,870	2,330	2,800

6

- (e) 家族手当は支給しない

- (f) 昭和34年10月1日から退職日まで同会私療養のため欠勤し基礎年金を有しない者に対しては前記2の1に準じて支給する

5. 基礎期間の中途に専従となつた者で基礎年金を有し且つ支給日に在籍する労働組合業務専従者

(2) 船	6174033日	
增前重斗	1750円X22名X11月=624000円 (新付船)	
	1750円X10名X11月=214500円 (職員等)	
	1343円X3名X11月=74571円 (職員支)	
	950円X4名X11月=44030円 (船主)	1187760円
	5月分美費 102255円	
開水手当	2200円X32名X2=704000円	
	1760円X21名X2=738200円	2147200円
運賃船	54000円(4人)X11月=620000円	
	5月分美費 61221円	411673円
有給休暇	1230円X22名X2=108200円	
	860円X22名X2=76400円	301620円
	前年度方 2180円	

(5) 会費	1634800円	
会費管理手当	1300円X8人X12=80000円	
貸与金償還	貸与金 (1000円X1人)X14=80000円	
	中央会費償還 1100円X25=27500円	
	以治局 1100円X(12人+2人)X12=182000円	
	予備金小委 1100円X11人X3=36300円	
	貸与金小委 1100円X10人X2=22000円	
	贈与、受取金 500000円	
	その他 1100円X12人X12=158400円	
	臨時会費償還 500円X12=6000円	
	その他償還 1000円X12=40000円	
	船主、当道費 (2750円+26250円)X12=430000円	
	1142800+12=96900	
貸与金小委	1100円X11人X4日=48400円	
	1100円X10人X10日+(37000円)=110000円	

(9) 支 出 費	1130000円	
本社支那	8000円	船主、委託金、代船船主、代船船主手当
二級支那	14500円	船主 1000円X20人X2=40000円
新筑支那	33250円	1100円X2=2200円
五級支那	12430円	委員会 1000円X70人X12=126000円
六級支那	11230円	700円X12=84000円
	80700円	その他 28000円
	80700円X12=968400円	代船船主 1000円X20人X3人X12=360000円
		1000円X1人X3人X12=12000円
		561600円

(10) 統 算 部 費	1371200円	
統 算 部 費	25800円X12=309600円	
統 算 部 費	1000円X36=216000円X12=336000円	
統 算 部 費	2000円X53=106000円X12=1272000円	

前記3の4に準じて計算した額

- 0 前記入並びに3の1及び2の支給額中17000円は日本経済連
命貸付の借入金（無償）より支給する

(4) 前記3の3.6及び5については前記貸渡金は支給しない

① 給付金

勤労所得税及び未収入金

- 2 手取額に1000円未満の端数が生じた場合その端数の金額は普
通預金に繰入れる

② 支給年月

8月8日

員 員 員
35.9.30

昭和35年上期役員期末手当支給に関する件

前項について下記の通りとする

記

1. 附 属

支給当日在籍本属役員について期末手当支給額の10%を会社
普通預金として全員から徴収する

ただし

- (1) 期末手当支給額から勤労所得税、未収入金及び組合会費の給
付金を控除した額が8000円以上の額であるが徴収すること
により手取額が、8000円を下回る場合は8000円
になるまで徴収金を減額する
- (2) 期末手当支給額から勤労所得税、未収入金及び組合会費の給
付金を控除した額が8000円を下回る場合は徴収金を免除す
る

2. 国つた者については徴収の徴収金払出を行う

(註) イ、上記1の定むは任意に上記1の定めを照らす徴収を行う
ことを決定するものではない

ウ、一般の徴収については金あげ以降とする

以 上

第八條 理事は常務理事、財務部長に庶務係中より組合員之を推薦する
委員は各區組合に於て、組合員之を推薦する、委員は各區より一名委員の被

薦により組合員之を推薦する

第十條 前条により役員に選挙されたものは正當の理由をなければ之を解任することを得ない

第十一條 役員は任期は各一年とする

第十二條 役員は欠員を生じたときは直ちに補充を行い後任者の任期は前任者の任期間とする

第七章 役員及任務

第十三條 組合長は組合運営を統制し外部に對し組合を代表する

第十四條 副組合長は組合長を補佐し組合員に事故あるときは其の職務を代行する

第十五條 理事は組合長の命を受けて組合事務運営のため立案計画並に指導に當る

第十六條 委員長は組合員の命を受け理事と協力して事業達成の指導監督に當る

第十七條 委員は理事委員長の指示により事業達成の推進力となり組合員の指導に當る

第八章 會費

第十八條 本組合は次の会費を徴す

第十九條 委員長は正副組合長、理事及び委員長を以て構成し本組合の決議機關である
つて會議所とし組合長が臨時これを招集する

第二十條 本組合は役員全員を以て構成し組合長の招集により事業の運営に關し協議する

第二十一條 本組合の組織は各區に於て開張することを得る

第二十二條 本組合の組織は各區に於て開張することを得る

第二十三條 本組合は各區に於て開張することを得る

第二十四條 本組合は各區に於て開張することを得る

第二十五條 本組合は各區に於て開張することを得る

第二十六條 本組合は各區に於て開張することを得る

第二十七條 本組合は各區に於て開張することを得る

第二十八條 本組合は各區に於て開張することを得る

第二十九條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十一條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十二條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十三條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十四條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十五條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十六條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十七條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十八條 本組合は各區に於て開張することを得る

第三十九條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十一條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十二條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十三條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十四條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十五條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十六條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十七條 本組合は各區に於て開張することを得る

第四十八條 本組合は各區に於て開張することを得る

(一) 町 縣 尺 鏡 (準=課税方式計算) の 算 式 表

署 = 課說	岡 氏 說	能作得命類 喻 = 混合 + 混合命類 + 能作得命類 + 混合命類 = 混合 + 混合命類 (混合命類) = 混合 + 混合命類 (課說能作得命類 + 岡氏能作得命類) + 岡氏能作得命類 (混合命類) = 岡氏能作得命類
方式 = 作者	溝 氏 說	岡氏能作得命類 + 溝氏能作得命類 + 溝氏能作得命類 (混合命類) + 溝氏能作得命類 (混合命類) = 溝氏能作得命類

(5) 昭和34年度客員町々民税所得割率調査

探検地内検査の程度	前年度内検査回数		探検地内検査の費用内訳
	検査	通検回数	
35万円以下	17		
35万円超 55万円まで	19	60	$73 \times (17-17)$
55万円 - 85万円	23	260	$73 \times (23-17) + 26 \times (23-17)$
85万円 - 203万円	29	940	$73 \times (29-17) + 26 \times (29-17) + 73 \times (29-23)$
203万円 - 303万円	30	940	$73 \times (30-17) + 26 \times (30-17) + 73 \times (30-23) + 123 \times (30-29)$
303万円 - 503万円	40	2,940	$73 \times (40-17) + 26 \times (40-17) + 73 \times (40-23) + 123 \times (40-29) + 103 \times (40-30)$ $73 \times (50-17) + 26 \times (50-17) + 73 \times (50-23) + 123 \times (50-29) + 103 \times (50-30)$ $+ 203 \times (50-40)$
503万円 - 1003万円	50	8,940	$73 \times (60-17) + 26 \times (60-17) + 73 \times (60-23) + 123 \times (60-29) + 103 \times (60-30)$ $+ 203 \times (60-40) + 573 \times (60-50)$
1003万円 - 1503万円	60	1,8940	$73 \times (70-17) + 26 \times (70-17) + 73 \times (70-23) + 123 \times (70-29) + 103 \times (70-30)$ $+ 203 \times (70-40) + 573 \times (70-50) + 423 \times (70-60)$
1503万円 - 2503万円	70	3,7940	$73 \times (80-17) + 26 \times (80-17) + 73 \times (80-23) + 123 \times (80-29) + 103 \times (80-30)$ $+ 203 \times (80-40) + 573 \times (80-50) + 423 \times (80-60) + 1003 \times (80-70)$
2503万円 - 4003万円	80	5,0940	$73 \times (90-17) + 26 \times (90-17) + 73 \times (90-23) + 123 \times (90-29) + 103 \times (90-30)$ $+ 203 \times (90-40) + 573 \times (90-50) + 423 \times (90-60) + 1003 \times (90-70) + 2003 \times (90-80)$
4003万円以上 毎200万円	90	9,0940	$73 \times (100-17) + 26 \times (100-17) + 73 \times (100-23) + 123 \times (100-29) + 103 \times (100-30)$ $+ 203 \times (100-40) + 573 \times (100-50) + 423 \times (100-60) + 1003 \times (100-70) + 2003 \times (100-80)$

現行税率に基く昭和35年度国庫収支推計の課税標準及び制定見込額

[illegible]

前年对比表

S. 35.7 年与年

路 和 7 4 年 度				(B)				差 引 增 减 额				(A - B)			
概 算 中 额	投 入	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额
全 额	人 员	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额	可 能 达 到 的 增 加 额
10-29 200	100	0	122 970	25 300	18 970	276	68	399	20 120	197	0	2 220	270	18	25
12 143 600	100	0	212 500	48 800	26 100	201	161	260	20 920	20	0	2 000	270	2	17
25 866 600	100	0	490 000	92 000	52 300	1900	148	1708	229 800	2	75	20 000	2 100	20	47
49 177 200	400	100	1 300 000	250 000	130 000	1383	313	1701	240 200	126	208	20 000	2 100	81	48
50 093 200	200	200	1 300 000	250 000	130 000	1383	313	1701	240 200	126	208	20 000	2 100	81	48
220 970 500	200	200	1 300 000	250 000	130 000	1383	313	1701	240 200	126	208	20 000	2 100	81	48
13 840 700	200	200	1 300 000	250 000	130 000	1383	313	1701	240 200	126	208	20 000	2 100	81	48
17 501 400	15	81	20 000	10 000	5 000	10 975	10 100	800 200	2	21	230 000	2 100	20 000	2 100	10 000
16 877 700	9	46	10 000	5 000	2 500	10 975	10 100	800 200	2	21	230 000	2 100	20 000	2 100	10 000
50 400 100	2	5	10 000	5 000	2 500	10 975	10 100	800 200	2	21	230 000	2 100	20 000	2 100	10 000
50 970 000	1	0	10 000	5 000	2 500	10 975	10 100	800 200	2	21	230 000	2 100	20 000	2 100	10 000
179 613 000	3190	27 288	27 288 700	6700 700	3298 700	1000	117	797	20 120	212	153	20 110	200 000	20	100

陽和34時應服支銀5

牛 印 書

[illegible]

次期得越高明也

姓名	性别	年龄	籍贯	民族	学历	学位	职称	职务	工作单位	联系电话	电子邮箱	其他
王德胜	男	45	山东烟台	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	烟台大学	13800000000	13800000000	
李小明	男	32	河南郑州	汉族	本科	学士	讲师	教研室主任	河南大学	13900000000	13900000000	
张小红	女	28	湖北武汉	汉族	本科	学士	助教	辅导员	武汉大学	13600000000	13600000000	
赵国强	男	50	四川成都	汉族	本科	硕士	教授	校长	四川大学	13700000000	13700000000	
孙丽娟	女	35	广东广州	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	中山大学	13800000000	13800000000	
周大伟	男	40	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13900000000	13900000000	
吴小芳	女	30	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13600000000	13600000000	
郑为民	男	48	湖南长沙	汉族	本科	硕士	教授	系主任	湖南大学	13700000000	13700000000	
陈思思	女	25	福建厦门	汉族	本科	学士	助教	辅导员	厦门大学	13800000000	13800000000	
林志强	男	38	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13900000000	13900000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000	13600000000	
吴国强	男	43	福建厦门	汉族	本科	硕士	教授	系主任	厦门大学	13700000000	13700000000	
徐海龙	男	36	广西桂林	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	广西大学	13800000000	13800000000	
黄文彬	男	42	江西九江	汉族	本科	硕士	教授	系主任	江西大学	13600000000	13600000000	
马建刚	男	44	山西太原	汉族	本科	硕士	教授	系主任	山西大学	13700000000	13700000000	
宋雅婷	女	29	云南昆明	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	云南大学	13800000000	13800000000	
周子豪	男	33	陕西西安	汉族	本科	硕士	教授	系主任	西安交通大学	13900000000	13900000000	
吴晓燕	女	31	四川成都	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	四川大学	13600000000	13600000000	
郑凯文	男	41	广东广州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	中山大学	13700000000	13700000000	
陈国栋	男	46	浙江杭州	汉族	本科	硕士	教授	系主任	浙江大学	13800000000	13800000000	
李伟明	男	37	江苏南京	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	南京大学	13900000000	13900000000	
周小华	女	34	湖南长沙	汉族	本科	硕士	副教授	系主任	湖南大学	13600000000		

求漢辭彙明細

項目	金額	金額
1. 材料費	10,000	10,000
2. 労務費	5,000	5,000
3. 経費	2,000	2,000
4. 利益	3,000	3,000
合計	20,000	20,000

品名	单位	数量	单价
水泥	m³	780	160.00
砂子	m³	1000	100.00
石子	m³	1000	100.00
钢筋	t	100	1000.00
木材	m³	100	1000.00
油漆	kg	100	1000.00
其他材料费	%		10%
人工费	工日	100	100.00
机械费	台班	100	100.00
管理费	%		10%
利润	%		10%
税金	%		3%
合计			16000.00

三井三池石炭田関係 参考資料

1960.7.11(10)

旅客関係

三月	2,440-	未入(入差引)
四月	1,851,890-	1,149,660-
五月	2,408,498-	2,202,750-
六月	1,072,466-	2,222,610-
計	5,342,294-	6,594,920-

文政書院株主関係

1960年

1960年

四月	1,688,210-	
五月	2,541,640-	
六月	4,161,000-	3,615,772-
計	8,390,850-	2,285,772-

バス代

四月	109,400-	
五月	195,100-	+ 10,000- 265
六月	64,700-	+ 20,000- 共計 265
計	369,200-	+ 30,000-

石炭田関係人員

第一次	5/1	60人	第二次	5/1	42人
二次	5/1	60人	第三次	5/1	45人
三次	5/1	60人	四次	5/1	95人
四次	5/1	60人	五次	5/1	61人
五次	5/1	60人	六次	5/1	90人
六次	5/1	109人	七次	5/1	117人
七次	5/1	92人	八次	5/1	90人
八次	5/1	9人			

(以上)

羅業機王金特別會計

年	月	日	金額
2500	76	18.9.77	2,122.20.5
274.65	20.9.77	2,935.60.05	
119.125	20.9.77	6,271.60.05	
90.65	21.9.77	2,100.00.00	
2900.305	25.9.77	1,495.10.30	
16,75,940	25.9.77	5,917.75.00	
80.7,302	26.9.77	2,600.00.00	
11.137.75	26.9.77	6,85.80	
19,105	18.9.78	6,779.40.00	
2,280	18.9.78	10,154.20	
1,260	19.9.78	2,121.57	
3,65.60	26.9.78	10,154.00	
17,140	26.9.78	9,395.00	
2,100	27.9.78	2,100.00	
79,120	28.9.78	1,692.60.00	
126,110	28.9.78	6,092.70.30	
200.500	19.10.78	7,553.00	
29,780.00	7.10.78	10,669.00	
29,780.00	7.10.78	18,215.00	
29,780.00	7.10.78	18,215.00	
29,780.00	7.10.78	18,215.00	

[illegible]

夏 珍 名 分 公 限	
夏 珍 名 分 公 限	459,024
夏 珍 名 分 公 限	2,062,181
夏 珍 名 分 公 限	2,062,181
夏 珍 名 分 公 限	2,062,181
夏 珍 名 分 公 限	1,376,225
夏 珍 名 分 公 限	254,710
夏 珍 名 分 公 限	4,264,181

普金寶'年全聯別會計
是期第=回

[illegible]

昭和35年工用職員給与等基礎調査表

主 合	調査月	昭和35年3月31日現在										計				組合費負担額			
		人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額	人 員	基 礎 額
基 礎 額	1ヶ月未満	13	109,168									13	109,168						
	2ヶ月	2	80,100									2	80,100						
	3ヶ月																		
	4ヶ月	2	93,079									2	93,079						
	5ヶ月	1	78,048							1	27,668	2	105,716	2					
	6ヶ月	3	279,955																
	7ヶ月	35	370,883																
	8ヶ月	395	75,693,794	71	374,779	10	4,182,948	20	3,820,829	109	164,376	30	64,279,217	30					
	9ヶ月	427	57,292,002	63	7,194,622	86	7,256,882	17	9,160,69	569	8,016,738	569	8,016,738	569					
	10ヶ月	286	44,109,694	191	2,104,162	273	38,610,787	18	2,278,168	1,088	195,533,087	1,088	195,533,087	1,088					
基 礎 額	11ヶ月	1,040	200,007,362	441	57,111,981	605	65,325,690	104	2,728,191	2,600	388,243,774	2,600	388,243,774	2,600					
	12ヶ月	1,638	2,220,971,191	82	11,672,549	116	1,336,019,8	27	10,077,003	4,173	62,194,191	4,173	62,194,191	4,173					
	20年以上	1,040	74,611,805	85	12,479,223	147	1,264,915	6	4,27,627	4,002	60,191,780	4,002	60,191,780	4,002					
	計	3,666	4,956,21,797	879	11,522,229	1,277	174,239,728	397	1,935,472	6,493	162,979,641	6,493	162,979,641	6,493					
	公 益 為 成 金	7		1		1				4									
基 礎 額	出 給	20		2		12		1		40									
	組合費負担額																		
	合 計	3,673		881	11,522,229	1,289	174,239,728	408	1,935,472	6,533	162,979,641	6,533	162,979,641	6,533					
基 礎 額	4月までの経費用	5																	
	5月までの経費用																		
	6月までの経費用	5																	
随 時 収 入																			

- 注 1. 昭和35年3月31日現在を基準とする基礎額については調査 2. 調査月の合計昭和35年3月31日現在を基準とする調査 3. 調査月の合計昭和35年3月31日現在を基準とする調査 4. 基礎額の10%以内の経費用は、昭和35年3月31日までの経費用の合計額（基礎額）に調査月調査月の合計額、昭和35年3月31日現在を基準とする調査 5. 昭和35年3月31日までの経費用は、昭和35年3月31日現在を基準とする調査 6. 昭和35年3月31日までの経費用は、昭和35年3月31日現在を基準とする調査

八月分 三池二親資金カンパの貸付三池斗争に関する

三池斗争費収支算出表

3353/7- 貸付三池

※ 三池二親カンパ 第2回 (8月分9月/2は収収の金)

1. 貸付カンパ面

7月貸付差入額 6/83人

カンパ納入人員 3,995人

カンパ納金 600円×3,995人=3,595,500円

7月分カンパ納金差引総額

3,595,500円-1,237,008円=2,358,492円

2. 収 入

6月分現金総額 1,607,350.83円

+ 借入金 1,208,057.5

収 入 総 額 3,335,722.5

6月分現金総額 1,431,188.86

3. 借入金

6月分月延借入金(金6月分) 6/87人

7月分 延借入金(金7月分) 6/83人

6/83人×6/87人=0.99935

1,431,188.86円×0.99935=1,430,267.59円

4. カンパ納収

2,358,492円+1,430,267.59円=0.0165

※ 三池斗争費算出(9月/2は収収の金)

1. 三池斗争費総額 3,611,800円

2. 一筆収収金 2,000円×6050人(金6050人)=1,210,000円

3. 収収比収収金

3,611,800円-1,210,000円=2,401,800円

4. 収収比収収率

2,401,800円÷1,210,000円=0.0165

※ 三池二親カンパに三池斗争費を合計して収収金を算出する

1. 収収額(金6050人)

三池二親カンパ総額 2,358,492円

三池斗争費総額 2,401,800円

合 計 4,760,292円

2. 収収率 1,430,267.59円

3. 合計収収率 4,760,292円÷1,430,267.59円

=0.03333333333

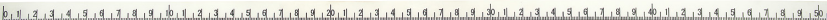
4. 借入金総額

(9月/2は収収の金)の貸付三池斗争費算出(収収金)×0.033

+2,000円となる。

受けて借入金も同時に計算するので、これの収収率0.033に0.033の

率を合計してそれに2,000円を加算することになる。



組合専従者給与表

氏 名	基 本 給	家 族 手 当	勤 人 員	合 計	
坂 倉 誠	24,084	6,300	30,384	1	30,384
新保金雄	24,084	5,300	29,384	1	29,384
藤 田 昭	24,084	4,900	28,984	1	28,984
室 村 昭	26,684	3,700	30,384	5	151,920
柳史朗基	24,084	3,500	27,584	1	27,584
奥門輝雄	24,084	3,800	27,884	5	139,920
柳川史規	24,084	2,900	26,984	13	342,992
田 風	24,084	1,300	25,384	7	177,688
計				34	912,756

役員給与仕当額入給与表

氏 名	金 額
森 田 忠 吉	18,725
森 田 昭 吉	19,225
田 崎 正 雄	17,695
下 田 茂	18,075
青 木 謙 一	15,085
小 坂 多 大 吉	16,485
太 田 善 昭	17,095
大 路 敏 一	13,990
田 代 善 二	13,974
伊 藤 幹 代	12,635
内 田 善 夫	11,580
大 川 雅 則 子	8,510
又 佐 田 昭 子	9,620
上 村 順 子	2,670
奥 田 英 子	6,170
柳 田 文 子	6,455
奥 田 可 美 子	6,883
堀 田 香 代	5,470
二 宮 主 子	2,134
石 井 善 子	4,674
計	239,707

三井三池アルブ開採臨時斗争費支費内訳

月別	収入	支出	収入	支出	差引
三月	支分(支分)	新工(新工)	収入(収入)	支出(支出)	-
三月	1,149,340	1,149,340	1,149,340	1,149,340	-
四月	3,200,750	19,850	3,200,750	19,850	-
五月	2,822,810	6,450	2,822,810	6,450	-
計	6,872,900	268,640	6,872,900	268,640	2,378,760

月別	収入	支出	収入	支出	差引
四月	1,350	1,171,820	1,350	1,171,820	1,189,440
五月	50,105	3,603,910	50,105	3,603,910	3,654,065
六月	3,416,767	1,456	3,416,767	1,456	3,415,311
計	3,416,767	78,456	3,416,767	78,456	1,149,816

三池二親支援のハネ収入内訳

月別	3月	4月	5月	6月
収入金額	8,000	6,152	8,930	8,000
支分金額	3,600	2,800	3,200	3,200
収入金額	3,600	3,352	5,730	4,800
収入金額	3,600	3,352	5,730	4,800

三井三池アルブ開採臨時斗争費支費内訳

6月1日~12月29日

項目	金額
収入	6,500
支分	9,200
収入	1,200
支分	1,200
収入	1,200
支分	1,200
収入	1,200
支分	1,200

三井三池アルブ開採臨時斗争費支費内訳

項目	金額
収入	2,600
支分	2,600
収入	2,600
支分	2,600
収入	2,600
支分	2,600
収入	2,600
支分	2,600

三井三池アルブ開採臨時斗争費支費内訳

出資日 坪山田 収入額

月別	収入	支出	差引
三月	1,149,340	1,149,340	-
四月	3,200,750	19,850	-
五月	2,822,810	6,450	-
六月	3,416,767	1,456	-
七月	3,416,767	1,456	-
八月	3,416,767	1,456	-
九月	3,416,767	1,456	-
十月	3,416,767	1,456	-
十一月	3,416,767	1,456	-
十二月	3,416,767	1,456	-
計	3,416,767	1,456	1,149,816

機務中二係二六二号

一九六〇年八月二十四日

日本国航空機組合
中央執行委員長 謹

西

九州地方本部 外令委員長 殿
良島支那

係限事項に關する指令

昭和三十三年七月二十六日良島支那に對し、会社側よりコール・カッターの試験使用について
別紙の如き申入れがあつた。
この旨子は「係限事項の運用」向上のためコール・カッターの使用を付いたがその第一段階と
して、運輸規則を適用したい。これは運輸本部の試験ではなく、したがって運輸検査局の責
任にするとは考えていない」というのである。良島支那はこの申入れに對し、或るに中央斗
争委員會（運輸部員會）に報告すると共に、指示を求めた。
争委員會（運輸部員會）は右内容を検討した結果、会社側申入れにある「あくまでも運輸の
試験試験であつて実際に導入する目的の試用ではない」という趣旨の意見内において、運輸
を認めるとして決定したが試験運輸後、試験機の導入困難が懸念されることも予想されるの
でそれに伴う諸問題をもち、必要を機限事項を行うことに決定した。
よつて左記の通り指令する。

記

で良島支那は、試験研究運輸の徹底を遂げようとして輸送するともにそれに伴つて労働条件
の低下が起るよう文書を行へ。

「本格的導入申入れがあつた場合をも兼ねて必要を運輸を良島支那に委譲する。

良島支那本部はこの指令についての指導を行へ。
右指令の趣旨並びに結果についてはその都度中央争委員會に報告せよ。

以上

- [illegible]

九回分 三池二選資金カンパ及び三池斗争に関する

三池斗争費、徴収率算出表

8.26.9.13 只留歩起

※ 三池二選カンパ基八回(9月分、10月、12月28日徴収の全)

1. 貴社カンパ額

8月未払額人員 6179人

カンパ納入人員 5799人

カンパ納額 600円 X 5999人 = 3598.800円

2. 第 三 選 額

9月分徴収総額 187959.150円

徴収費 11215.077円

徴収給 5939.191円

第3選金総額 180004.882円

3. 選別金分賃金修正 選取額

9月平均賃金人員(含延長) 6185人

8月未払額人員 () 6179人

6179人 X 186人 = 0.99902

180.804.885円 X 0.99902 = 180.687.096円 (修正第3選額)

4. カンパ徴収率

3598.800円 X 180.687.096円 = 648.299

※ 三池斗争費等五回(10月、12月28日徴収の全)

1. 三池斗争費総額 7811.800円

2. 一選徴収金 200円 X 6028人(徴収) = 1205.600円

3. 二選徴収金 3611.300 - 1205.600円 = 2405.700円

4. 三選徴収金 2405.800円 X 180.804.885円 = 434.100円

※ 三池二選カンパと三池斗争費を合計して徴収率を算出

1. 徴 収 率 (算出率)

三池二選カンパ総額 7.698.400円

三池斗争費総額 2.406.600円

合 計 10.105.000円

2. 修正第3選額 180.687.096円

3. 合計徴収率

1003.400円 X 180.804.885円 = 180.997.22.004円

4. 初人引取取額

9月、12月28日の賃金より徴収給と第3選金 X 0.04 + 200円

となる。

尚、組合費と同時に計算を付すので、この徴収率0.02 + 0.04と合算する。

すなわち2.00円と計算するに付す。

昭和十五年五月十七日

中野的奉賛会

あつせん 尾 琢 取 二

明

中 山 伊 勢 郎

日本銀行の報告

中野的奉賛会 照 氏 殿

式 殿

三井三井人壽管理等があつせん家の疑念に対する回答につづ

前日、貴方からの書翰御覽ののち長に「ついで」の通り回答します。

御覧中、貴方「疑念」に「ついで」は疑念をのぞくからせられませんか。貴方が疑念をあらわすのであつてお答え

なす。この「疑念」は、貴方からの御疑念と一面に三井三井人壽管理等が疑念をあらわすに「ついで」から解り下すこと。

「あつせん」疑念は、われわれあつせん人員の今半事件に対する疑念のべたことであり、あつせん疑念はこの懸

念に「ついで」を疑念したのであります。

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

「あつせん」疑念は、

以上

別 紙

資料室蔵新丁五二八号（昭和三年八月一日）

中三村初志書会

会館 龍林 敬 三 殿

鈴樹太郎 石田 清英

三井三池高麗通河原について

今山三三池高麗通河原の事、田代村初志書会の方でなされと報告に付しては、感謝するとお約束します。
さて、田代村高麗通河原の事、六江村の事、また高麗通河原の事、田代村初志書会の方でなされと報告に付しては、感謝するとお約束します。
そして、田代村高麗通河原の事、六江村の事、また高麗通河原の事、田代村初志書会の方でなされと報告に付しては、感謝するとお約束します。
ので、報告といたします。

以 上

昭和三十三年九月二十六日

参事 閣

政治局 企画課 関係の件

群馬大之森 炭礦労働組合
組合長 横田 誠

成

左記の通り 政治局 企画課 関係の件

日時 九月二十九日 午前九時より

場所 群馬県庁
議題 国民年金に関する件
その他

以上

専任保安委員内訳

- 第一条 保安専任委員は組織団体である労働組合の方針に従ひ努めて職場巡回を行い現場保安
増進のため努力しなければならない
- 第二条 現場保安増進のため本組合組織員又は支店生産担当執行委員の指示に従ひ保安員派遣
違反場所並びに設備の改善、その他保安上必要と認める事項についてはこれを増員又は保安
士並びに職員に附随してこれの完全実施に努める
- 第三条 防護指導員、販運代表、並に防護委員とは警備なる職務のもとに精励力して勤務の
遂行に努む
- 第四条 保安に関する集会を月一回開催し増進と現場の警備を徹底する
- 第五条 本内訳の委員については執行委員会の承認を求めなければならない
- 第六条 本内訳は昭和三十二年 月 日より施行する

協 理 兼 監 査 役

日本炭礦株式會社と日本炭礦労働組合とは、在籍社員の退職手当に關し、昭和二十一年一月二三日付両者間に締結の協定書を昭和二十五年一月一日より昭和二十六年九月二〇日まで経過適用することを協定する。

昭和二十五年九月二〇日

日本炭礦株式會社
専務取締役
本 長 雄

日本炭礦労働組合
中央執行委員長
原 茂

算术贷付金特别会计

借 入 金 額	貸 付 金 額
元金借入	元金貸付
667678	86575
	146666
	252750
	25275
	116666
計	計
667678	667678

労金貸付金特别会计

借 入 金 額	貸 付 金 額
元金借入	元金貸付
85666666	85666666
計	計
85666666	85666666

共有貸付金特别会计

借 入 金 額	貸 付 金 額
元金借入	元金貸付
225552	225552
2166666	225552
	2166666
計	計
225552	225552

貸 付 金 額	貸 付 金 額
元金貸付	元金貸付
256666	256666
元金貸付	1166666
元金貸付	1256666
元金貸付	225666
元金貸付	556666
計	計
	4466666

營業預立金特別會計

借 目	金額	貸 目	金額
事業分金	2,179,266	貸出金	1,096,896
事業分金	1,076,946	事業分金	62,478,220
		事業分金	568,922
計	3,256,212	計	70,544,238

貸 目	金額
貸出金	1,096,896
貸出金	62,478,220
貸出金	568,922
貸出金	2,179,266
貸出金	1,076,946
計	3,256,212

資金貸付金特別會計

長期貸付金

借 目	金額	貸 目	金額
貸出金	2,228,712	貸出金	2,228,712
		貸出金	1,582,122
		貸出金	2,179,266
		貸出金	1,076,946
		貸出金	1,096,896
計	2,228,712	計	2,228,712

多賀谷真稔得栗調

[illegible]

臨時斗争費収支状況説明資料

昭和 1960-10-5

斗争費全体の収支状況				三 南 部 収 支 状 況									
	収 入	支 出	繰越金	収 入			支 出						
				臨時斗争費	三 南 部 斗争費	計	旅 費	合 計 費	食 費	通信費	田 間 費	雑 費	計
三月	1,323,997	1,403,079	2,502,236		993,645	993,645	21,650						
四月	1,478,584	3,970,403	10,497		1,149,560	1,149,560	1,857,100	1,172,220	12,830				
五月	3,389,322	7,360,180	3,760,441		3,202,750	3,202,750	3,101,592	3,604,110	242,399				
六月	6,000,869	6,057,159	3,219,311		3,415,972	2,222,110	5,632,382	1,076,206	4,207,780	125,119	240		100
七月	5,878,427	5,134,721	3,073,605		3,714,394	1,895,850	5,613,294	210	1,950,356	2,676,780	188,630		1610
八月	5,508,633	5,561,858	3,126,830		3,660,532	1,280,970	4,931,502	183,550	4,406,640	103,273	500	15,500	2,050
九月	5,988,583	2,957,466	89,703		3,835,125	1,869,910	5,705,035	169,580	155,970	300,500	32430	60,950	7,91
計					18,165,968	15,082,805	33,248,773	9,261,141	18,004,291	1,166,161	33,170	76,450	9499
					3,600,000	24,449,20	6,066,229						
					(11)臨時斗争費	(40)臨時斗争費	(10)						

(注) △頭下部金額

$$33,248,773 - 28,490,712 = 4,757,866$$

$$4,757,866 - (1,897,083 + 2,502,236) = 2,165,927$$

$$2,165,927 - 2,000,000 = 165,927$$

$$165,927 + 2,502,236 = 2,668,163$$

(注) (臨時斗争費) (臨時斗争費) (臨時斗争費)

十月分 三北二瀬資金カンパ及び三北斗争に関する諸両斗争費収支算出表

※ 三北二瀬カンパ 基本図 (十月分 11月 12日 収支の分)

1. 東庄カンパ収

9月末正増人員 6164人
 カンパ納入人員 5979人
 カンパ総額 600月 × 5979人 = 7587400円

2. 基 礎 額

8月令費金総額 162,565,913 円
 ・ 増産費内 12,019,062
 ・ 家 族 内 5,994,487
 基 礎 金 総 額 144,552,362

3. 振替金分債金修正基礎額

— 8月平均正増 (含右矢文) 6181人
 9月末正増人員 () 6164人 (既収144兆)
 6164人 × 6152円 = 379724
 144,552,362円 × 0.00724 = 104,152,397 円 (修正基礎額)

4. カンパ収収率

$3587400円 + 104,152,397円 = 107,739,797 \div 0.025$

※ 臨時斗争費 系六図 (11月 12日 収支の分)

1. 臨時斗争費総額 2430000円

2. 一環収収分 100月 × 6020円 = 602,000円

3. 収収比較収分 2430,000円 - 602,000円 = 1828,000円

4. 収収比較収率 1828,000円 ÷ 144,152,397円 = 0.01267 約 0.013

※ 三北二瀬カンパと臨時斗争費を合計して収収率を算出

(収収率) (%) (割合)

三北二瀬カンパ 5979,400円 0.025%
 臨時斗争費総額 1,828,000円 0.013%
 合計収収率 0.025% + 0.013% = 0.038%

※ 日人利権収収

10月 12日迄の各人の資金より、収収率(系六図)に金額 × 6075円 + 200円を算出。
 組 組合費も所所に計算して、1万でこの収収率(0.025%と0.038%)の収収率
 0.058%により計算され、年別に一季100円を計算し、了。

535106 大正斗争組合

昭和三十三年十月八日

日島大之里鉄道労働組合
組合長 摩 山



博 直 博 直

本組合同博直委員会関係通知

左記に就き本組合同第一回博直委員会を開催いたしますので御出席下さ
い。

日時 十月十一日 記

場所 博直本館 午後二時

討議議題

一 博直会場の商議点と取組み方について

二 北鉄同業と労資変更について

三 博直会の手配について

四 その他

尚、当日は出席者へ御案内として九座等の戸木御膳場が出席されます。

以上

臨時斗争費収支状況説明資料

昭和 1960.10.5

斗争費全体の収支状況			三 期 間 係 収 支 状 況									
	収 入	支 出	繰越金	収 入			支 出					
				臨時斗争費	臨時斗争費	計	株 員 会 費	株 員 費	通信費	印刷費	雑費	計
三月	1,323,997	1,403,079	2,502,236		993,645	993,645	21,660					
四月	1,478,584	3,970,403	10,417		1,149,560	1,149,560	1,857,100	1,172,220	12,830			
五月	3,389,322	7,360,180	3,780,441		3,202,750	3,202,750	3,101,593	3,604,110	242,399			
六月	6,000,869	6,057,759	3,917,311	3,415,772	2,232,610	5,638,382	1,070,206	4,209,740	125,119	240		100
七月	5,878,427	5,134,721	3,073,605	3,714,344	1,292,320	5,006,664	270	1,930,356	2,671,780	182,630		1610
八月	5,593,633	5,561,858	3,126,930	3,600,532	1,280,970	4,881,502	185,550	623,026	4,406,640	103,273	500	15,500
九月	5,989,593	2,951,466	89,703	3,835,125	1,804,910	5,640,035	169,500	155,970	300,200	324,300	40,950	759
計				18,165,763	15,002,800	33,268,563	936,141	10,004,291	1,166,161	33,170	76,450	9,479
				3,600,000 (十月全額支費)	2,400,000 (臨時斗争費)	6,000,000 (臨時斗争費)						

(注) △印は予定額

$$33,248,572 - 29,990,712 = 4,957,860$$

$$4,957,860 - (89,703 + 2,502,236) = 2,165,927$$

$$2,165,927 - 2,000,000 = 165,927$$

$$165,927 + 2,502,236 = 2,668,163$$

(株 員) (株 員) (株 員)

昭和35年8月14日支那報告書

[illegible]

曜 日 絲 綉 翻 明 經

品名	单位	数量	单价	金额
大米	斤	1000	1.50	1500.00
猪肉	斤	500	3.00	1500.00
鸡蛋	斤	2000	0.50	1000.00
蔬菜	斤	1000	1.00	1000.00
水果	斤	500	2.00	1000.00
豆制品	斤	300	3.00	900.00
调味品	斤	100	10.00	1000.00
其他	斤	100	1.00	100.00
合计				10000.00

木 漢 尊 嘉 宅 明 金

項目	金額	摘要
現金	50000	現金
銀行	20000	銀行
其他	30000	其他
合計	100000	

序

[illegible]

聖日孫越高明鑑

品名	单位	数量	单价	金额
大米	斤	45.00	4.00	180.00
猪肉	斤	15.00	8.00	120.00
鸡蛋	斤	12.00	1.50	18.00
蔬菜	斤	2.00	2.00	4.00
合计				322.00

亦以爲此

品名	数量	單位	金額
生油	6000	斤	6000
生油	2000	斤	2000
生油	13000	斤	13000
生油	18000	斤	18000
生油	12500	斤	12500
生油	7070	斤	7070
生油	30000	斤	30000
生油	7070	斤	7070
生油	4800	斤	4800

区	度	量	用	額
下田、三浦、横濱、千葉、東京				4,785,330
神奈川、埼玉、千葉、東京				26,200
計				4,811,530

予一内分臨時斗争費カンパ控除資料

第一回分中央三港カンパ送金残	1,500,000
平和斗争費カンパ一人当り150円(6037人)	905,550
計	2,405,550

算取方法

1. 差収額 2,405,550円

2. 一律控除1人当り100円

$$\begin{aligned} 100円 \times 6037人 &= 603,700円 \\ 2,405,550円 - 603,700円 &= 1,801,850円 \\ 1,801,850円 \div 6037人 &= 298.4円 \end{aligned}$$

附註：1. 本報載人員計 (8+35+5+10) 名

陸軍後援會青洲日誌區站誌

陸軍後援會 青洲日誌區站誌	陸軍後援會						合計	日誌	陸軍後援會						合計
	直轄	同部	計	成人	保護	計			直轄	同部	計	成人	保護	計	
1															
2															
3								170							
4								100							
5								100							
6								170							
7								300							
8	1		1		78	58	59	330			330			1,400	1,400
9	1		1	14	142	182	183	400			400	1,400	4,200	7,200	7,200
10	3		3	38	112	150	153	470			470	1,780	5,260	7,040	7,040
11	13	7	20	77	22	99	119	130	4,870	3770	10,640	4,010	11,650	12,670	4,3070
12	37	7	44	107	7	114	164	600	3,220	1,400	4,620	1,400	5,400	7,000	9,800
13	103	41	144	143	1	144	327	470	9,570	2,470	12,040	9,570	470	7,000	21,070
14	130	41	171	163		163	426	730	11,250	2,970	14,220	12,040		12,040	33,260
15	270	84	354	148		148	529	800	37,400	4,800	42,200	37,400		42,200	84,600
16	332	101	433	153		153	410	570	30,420	7,350	37,770	33,170		33,170	53,070
17	374	134	508	143		143	473	730	34,420	12,480	46,900	33,270		33,270	62,170
18	427	126	553	93		93	440	1,000	42,100	12,600	54,700	7,300		7,300	62,000
19	477	142	619	41		41	708	1,100	50,870	14,200	65,070	47,100		47,100	77,170
20	437	100	537	20		20	377	1,200	38,800	12,000	50,800	40,000		40,000	62,800
21	430	15	445	5		5	440	1,300	38,400	7,300	45,700	4,100		4,100	43,800
22	244	21	265	1		1	244	1,400	34,400	2,400	36,800	1,400		1,400	37,200
23	180	8	188				188	1,300	23,100	12,000	35,100				35,100
24	67	1	68				68	1,400	10,700	1,400	12,100				10,700
25	15		15				15	1,730	21,950		21,950				21,950
總	37,36	844	48,20	1,170	378	1,548	4,928		374,720	87,480	462,200	33,2830	1,12,870	409,430	873,630
平均日誌									10,4032	99,143	104,777	7,8840	4,2232	90,998	95,443
平均日誌									1,1677	2,7444	3,9121	2,3667	2,0217	2,8787	
平均日誌									17	18	18	17	7	18	17
平均日誌									875	702	863	870	470	337	805

第一回本部合同情宣班会談

$$51 + 50 + 40 + 30 + 20 + 10 + 0$$

大土浦勞組

ハルノ下鴨子の池の池田屋。一

行動方針に基づいて行う

又、統一國の資金を天竺火の諸大會終る後割替する

二、労働者の健康増進の促進

企業集團反對斗爭

イ、三河(三國)の美作山争

口、主賓の両○○○市役所職員と三山を遊

八、主要な顧客の六〇〇名を訪問

二、關於「次定」の八二二名の南進運動

水、溶液（調整、貯蔵）の合理化

之、試験要領のほい

2. 總計表を基に作成

三、就其結構の同種実と今後に取り組む点について

續編

之學百五

子大化居鄉

卷之四

常会その顧問及び意見と要望

察 度 由

一、カンパについて

- 一、三年度は収まるが
- 二、本館カンパの万石と今後の取次者案
- 三、は争取案つたカンパの修成は漸次形成立
- 四、編集の支度カンパについて
- 五、カンパはゆるぎあつたもの
- 六、十月刊カンパに案件改定を招いた場合にどうなるのか
- 七、競争と争闘の修成は何日まで
- 八、大衆新聞にまで自けられた

察 度 因 由・要 望

- 一、カンパ案はまず常務委員の賛成を謀略して聞いた
- 二、カンパの取次者及社の同僚を批して書いた

二、大会の修成について

- 一、御否で進められた案、修成について
- 二、あつせん中入に促した判断は誤つたのでは無い
- 三、在院と三度の修成つきについて
- 四、三度の修成から約十一万部売り反響は事柄本意にや
- 五、修成は事の要めあつた
- 六、三年度は通り過ぎてゐることも出来たもの
- 七、四年度に対する対策
- 八、記事の提出、三度には進めはつたが、身体が立つた
- 九、修成は

三、興隆における合意について

- 一、十月から十一月に及び、或いは本年の三月或は四月
- 二、修成はようなわけを求めているが、修成は収支
- 三、出を収上したともいふ

2. 第三五期、六期は減少するが、第三六期と期、第三七期に於ける減少の割合も低まっている。

執行部は悩んでいるが、脱税してしまいたい

3. 同盟国艦隊の命令。命令がなされるべき状況

※ 主眼

- ／、早速に調査をし対策を立ててほしいだし

え、三月の全盛時は朝陽昇降で高つたと思ふ。今後は其体
的改善計を練つたて、税金に資費で出るようにして貰
いたひ。

3. 会社の計画に対し、組合は着手をとりつてハッパを吹くよ。そして現実的に同様の生産を遂げを奨励せよ。

四、その他の意見、要望

／＼、銀行では真剣さ決まり悪い、まだ不審だ、もっと親切になつてお金をして貰いたい。

え、執行部はもっと積極的に行動し、徹底して貰いたいです。執行部は金や物にようめいている。選挙のときで金を使ひ方がよい。

※、代渡紙は簡単によいから特に製造して賣いたらい

る。諸公衆の賛成や選好の天賜を蒙りし様正せよ
ふ。国会費は大事に供つて貰いたい。国会費は高い

6. 国合費は大半に使って貰いたい。国合費は高い

グ、風情にも第二組合をつくらうという意欲がある。産山は数行部に対する不徳と侮辱に對する不満、風水の犠牲で彼等の領土を占める地元の民でない。

計、そのうち、

夕、國庫が多い、町屋をたてま

10. 政學派創設は要諦し茂ちである。儲蓄をよとせし対策をたてよ。

五、教育活動への要望

／＼、背を以小タールニ覆つておんぼんに抱くように

る、商の発展は大事だが、市民の幸福にもっと力をいれよ

3. 史書にはつきりした数値相違をおけ

卒、妻部のマイク教団を面示は國方母に方つて買ひ左ひ

あるまじいことを早くして済ませよう

5. 梨園歌の流行位置は、早くくばるようになよ

6. 竣工期国民年金の収拠を行う